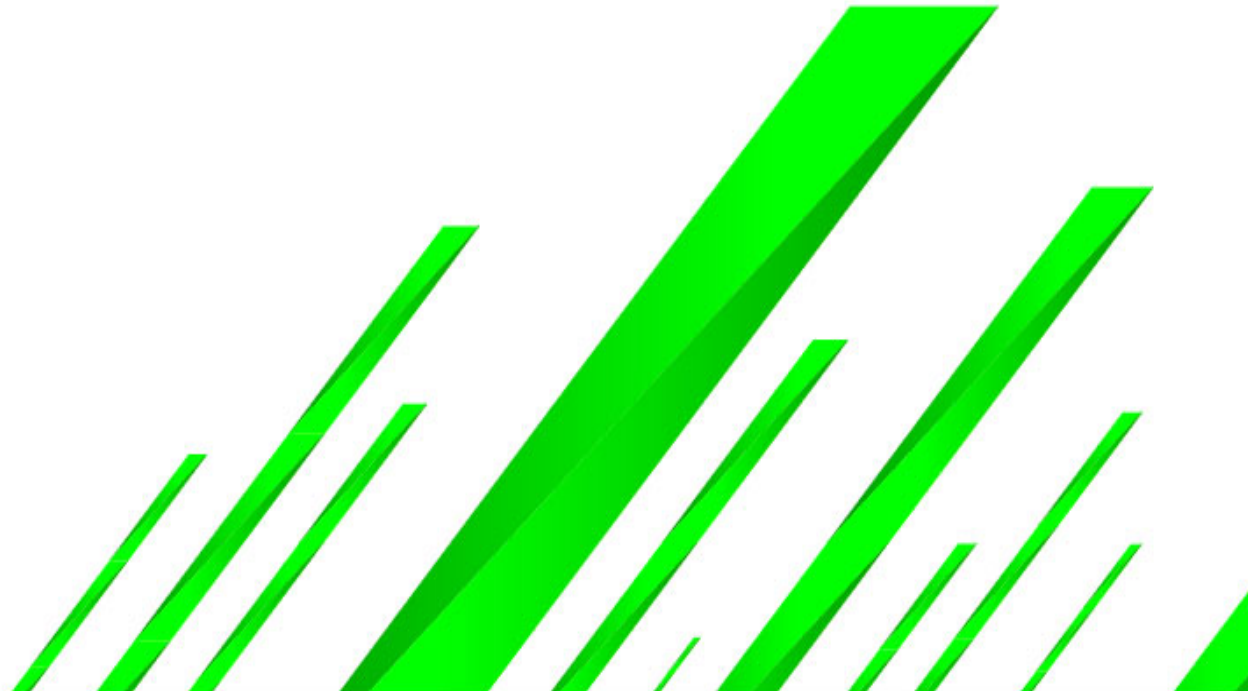


# GX-ETSにおける第 1 フェーズのルール

---

令和5年2月 GXリーグ事務局

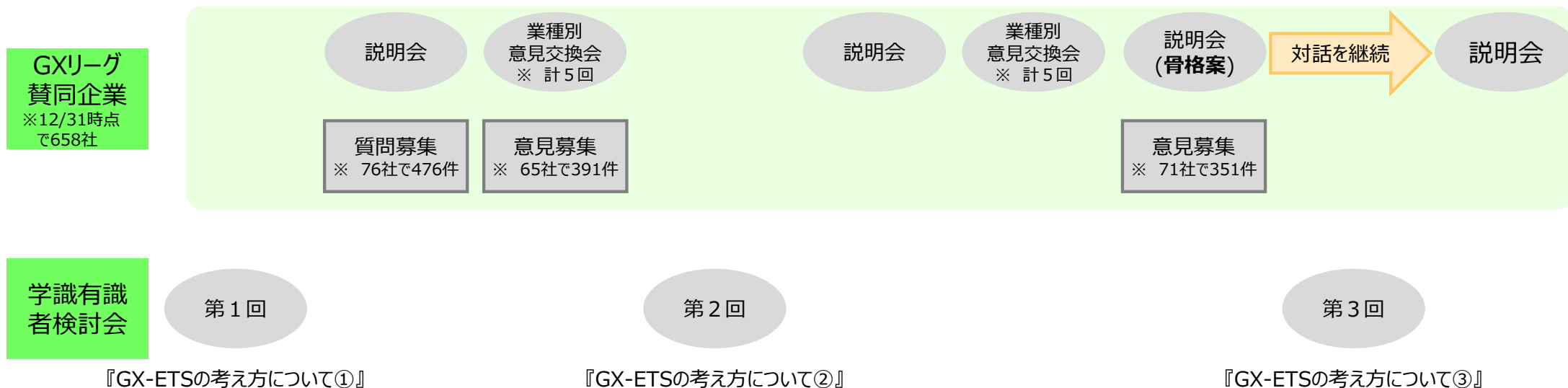


## これまでのプロセスと本資料の位置付け

- ◆ これまで学識有識者検討会で御意見をいただきつつ、賛同企業との対話を重ね、ルールを検討を行ってきた。昨年12月2日には、「第1フェーズの骨格案」をGXリーグ賛同企業に示し賛同企業から改めて御意見を頂き、同12月26日には、第3回学識有識者検討会を実施した上で、本日にいたるまで更なる対話を賛同企業と継続してきた。
- ◆ 本資料は、上記のプロセスを踏まえ、**GX-ETSにおける第1フェーズのルールの具体的内容を説明するもの**である。最終的には、本資料に記載する内容が「**GXリーグ規程**」や**各種ガイドライン等で規定**される。
- ◆ もっとも、本資料で全ての論点や実務上明確化すべき点について網羅されているわけではない。したがって、本資料公表後においても、個別に質問・御意見をいただく等、**引き続き対話は継続し、必要な事項については、各種ガイドラインやFAQ等で規定**する。

### ＜これまでのプロセス＞

9/6                      9/7                      9/12-14                      10/21                      10/27                      11/2-11                      12/1-2                      12/26                      1/20



# 目次

---

<b>1. <u>GX-ETSの概要</u></b>	<b><u>…5</u></b>	<b>4. <u>基準年度排出量の算定・報告</u></b>	<b><u>…34</u></b>
• GX-ETSの第1フェーズの概要	…6	• 基準年度排出量の算定	…35
• 参画企業の排出量の違いによる取扱い	…7	• 省エネ法に基づく定期報告書からの抽出	…36
• GX-ETSで策定する規程類	…8	• 温対法報告書からの抽出	…37
<b>2. <u>自主目標と基準年度の設定</u></b>	<b><u>…9</u></b>	• 限定的保証を受けた算定データからの抽出	…38
• 自主目標の設定	…10	• 基準年度と比較して企業に構造的変化がある場合	…39
• 基準年度と基準年度排出量の設定	…12	<b>5. <u>排出量の検証</u></b>	<b><u>…41</u></b>
• 参画企業が提出する情報	…13	• 検証の保証水準	…42
<b>3. <u>排出量の算定・モニタリング・報告</u></b>	<b><u>…14</u></b>	• 第三者検証機関の登録	…43
• GX-ETSにおける算定・モニタリング・報告ガイドラインの基本方針	…15	<b>6. <u>自主目標の達成手段</u></b>	<b><u>…44</u></b>
• 算定・モニタリング・報告の原則	…16	• 自主目標の達成方法	…45
• 算定フロー	…17	• 適格カーボン・クレジット	…46
• 組織境界の設定基準	…18	• 市場安定化措置	…47
• 算定対象活動	…20		
• 少量排出源	…22		
• モニタリングの方法	…23		
• 算定・モニタリング体制の構築	…24		
• 報告イメージ	…25		
• 算定に関する個別論点	…28		
• GX-ETSの算定ルールとGHGプロトコルとの関係	…32		

# 目次

---

<b>7. <u>超過削減枠の創出</u></b>	<b><u>…48</u></b>	<b>10. <u>その他の実務上の論点</u></b>	<b><u>…69</u></b>
• 超過削減枠の創出① 要件総論	…49	• GXリーグへの参画・脱退	…70
• 超過削減枠の創出② 直接排出要件	…50	• 超過削減枠の取扱いにかかる論点	…71
• 超過削減枠の創出③ 制度開始前から直接排出要件を達成している場合	…51		
• 超過削減枠の創出 ④総量排出要件	…55		
• 超過削減枠の特別創出	…56		
<b>8. <u>年度・フェーズ終了後のスケジュール</u></b>	<b><u>…57</u></b>		
• 年度終了後のスケジュール	…58		
• フェーズ終了後のスケジュール（2025年度終了後）	…59		
<b>9. <u>GXダッシュボード</u></b>	<b><u>…60</u></b>		
• GXダッシュボードの在り方の検討方針	…61		
• GXダッシュボードでのレビュー	…62		
• 発電部門の扱い	…63		
• 脱炭素への代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない産業分野への対応について	…64		

# GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

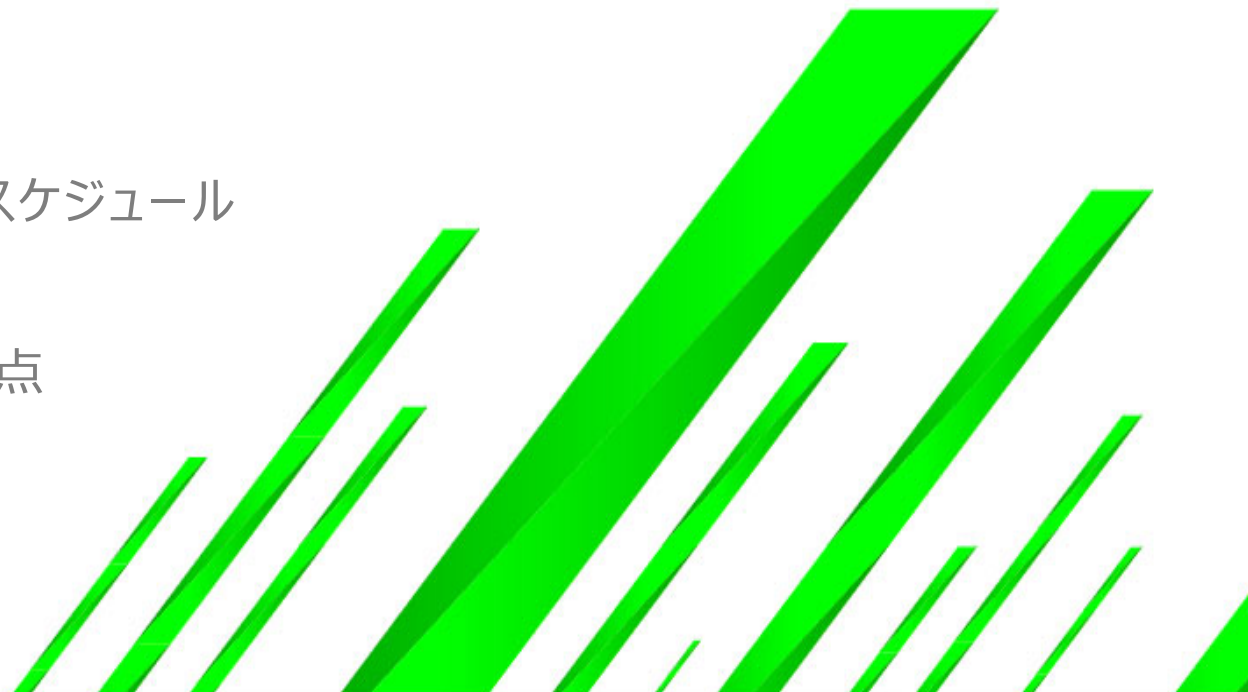
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点



# GX-ETSの第1フェーズの概要

## 1. プレッジ



- **国内直接・間接排出** (※) それぞれについて、以下を設定
  - ① 2030年度排出削減目標
  - ② 2025年度の排出削減目標
  - ③ 第1フェーズ(2023年度～2025年度)の排出削減量総計の目標
- **目標水準は各社が自ら設定**



## 2. 実績報告



- **国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告**
- 排出量の算定結果につき、**第三者検証が必要**



## 3. 取引実施



- **排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ** (いわゆる、スコープ1に相当)。
- 排出実績が **1. ③第1フェーズの排出削減量総計の目標を上回る** 場合、**超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達** 又は **未達理由を説明**
- **他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、NDC水準 (※1) を超過削減した分 (※2)**

※1 基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%

※2 制度開始時点で、2023年度のNDC水準を超過達成している場合の取扱いは、P51以下参照



## 4. レビュー



- **目標達成状況及び取引状況**は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表
  - 具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。
- 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、**各種支援策との連動を検討**

※ 本資料において間接排出とは、エネルギー起源間接排出、いわゆるスコープ2を指す。

# 参画企業の排出量の違いによる取扱い

		Group G	Group X
<b>対象 参画企業</b>		組織境界における2021年度の直接排出量が <b>10万t-CO<sub>2</sub>e以上</b> の参画企業	組織境界における2021年度の直接排出量が <b>10万t-CO<sub>2</sub>e未満</b> の参画企業
項目		Group G	Group X
1 ・ プレッジ	国内直接・間接排出それぞれについて、2030年度及び2025年度の排出削減目標、第1フェーズ（2023年度～2025年度）の排出削減目標の総計を設定	必須	必須
	基準年度排出量の設定	原則：2013年度単年 例外：2014年度～2021年度を基準年度とする場合、基準年度を含む連続した3か年度平均	原則：2013年度単年 例外：2014年度～2021年度を基準年度とする場合、基準年度単年又は基準年度を含む連続した3か年度平均
2 ・ 実績報告	国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告	必須	必須
	排出量算定期間	年度（4/1～3/31）	年度（4/1～3/31） ※任意の12か月間でも可
	排出量の算定結果に対する第三者検証	必須	任意
	排出量報告期限	毎年度終了後の10月末まで	毎年度終了後の10月末まで ※任意の期間を設定した場合は、終了後7か月が経過する日まで
3 ・ 取引実施	自主目標を達成できなかった場合	超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明	超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明
	超過削減枠の創出	可能	不可
	超過削減枠の売買（超過削減枠法人口座の保有）	可能	可能 ※口座開設時に申請が必要
ビ ユ ー ー レ	目標達成状況及び取引状況の、GXダッシュボードでの公表	必須	必須

# GX-ETSで策定する規程類

◆ GX-ETSの実行のため以下の規程・ガイドラインを策定する。



## 1. GXリーグ規程

⋮

### 第6章 GX-ETS

#### 第1節 排出量の報告

第22条 排出量の算定・報告

第23条 排出量の検証

#### 第2節 自主目標に対するレビュー

#### 第3節 超過削減枠

### 第7章 GXスタジオ

第8条 GXダッシュボード

⋮



## ① 基準年度排出量算定ガイドライン

- 温対法に基づく算定・報告・公表制度での算定データからの抽出の考え方
- GHGプロトコルに基づく算定データから抽出の考え方 …etc.



## ② 算定・モニタリング・報告ガイドライン

- 算定対象活動の考え方
- モニタリングの方法
- 報告の方法・様式 …etc.



## ③ 第三者検証ガイドライン

- 保証水準の考え方
- 検証手続の考え方
- 検証機関の登録方法 …etc.



2023年2月1日公表



①②を2023年3月31日までに賛同・参画企業との対話を踏まえ策定  
③を2023年夏頃までに賛同・参画企業との対話を踏まえ策定

※上記に限らず、必要に応じて関連規程を策定



GX-ETSの概要

## 自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

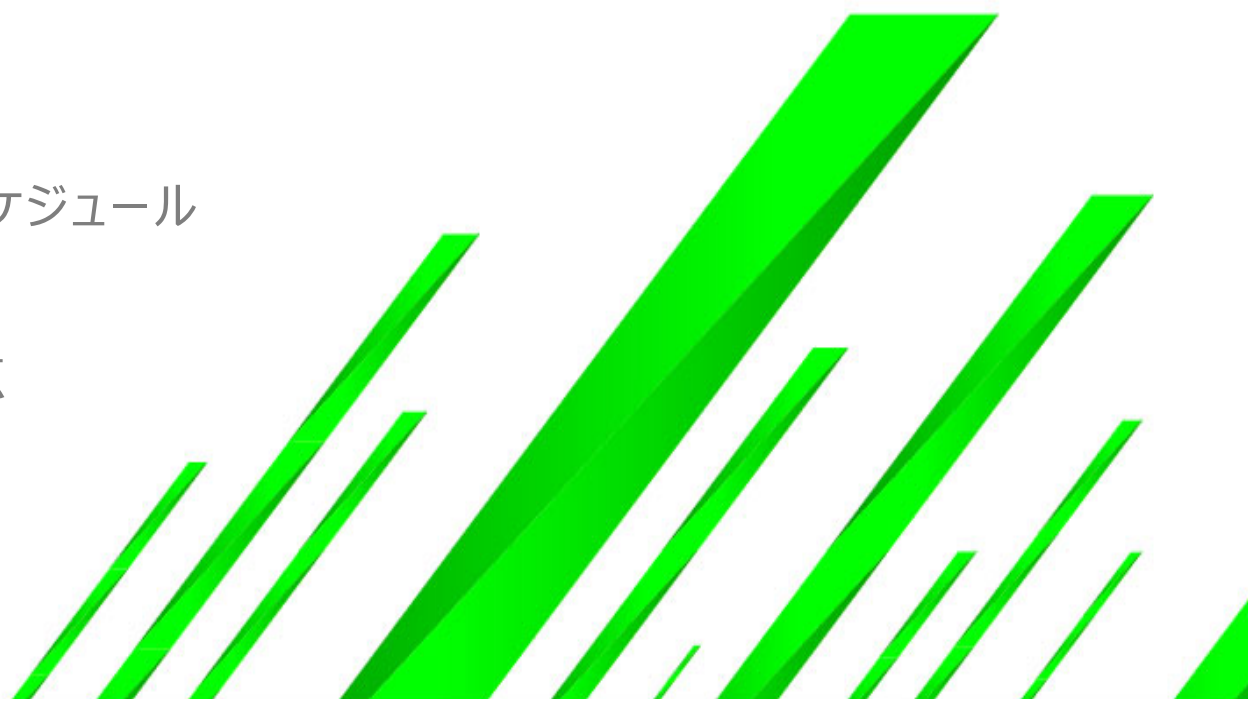
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

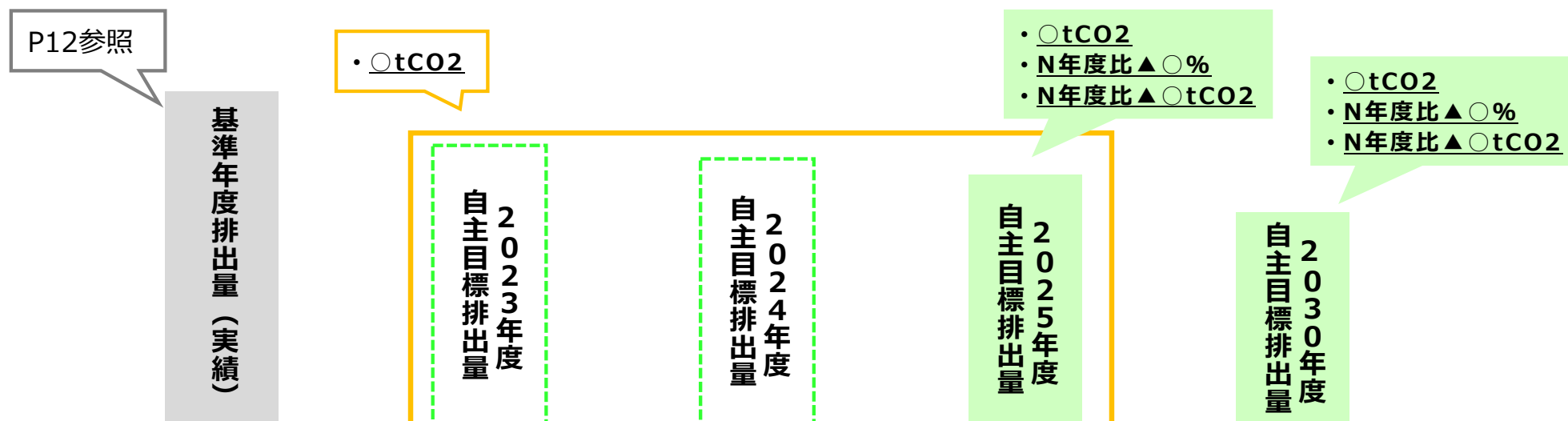
その他の実務上の論点



## 自主目標の設定

- ◆ 参画企業は、2030年度・2025年度の排出削減目標、第1フェーズ（2023年度～2025年度）の排出削減目標の総計を、国内直接排出・国内間接排出それぞれ設定。

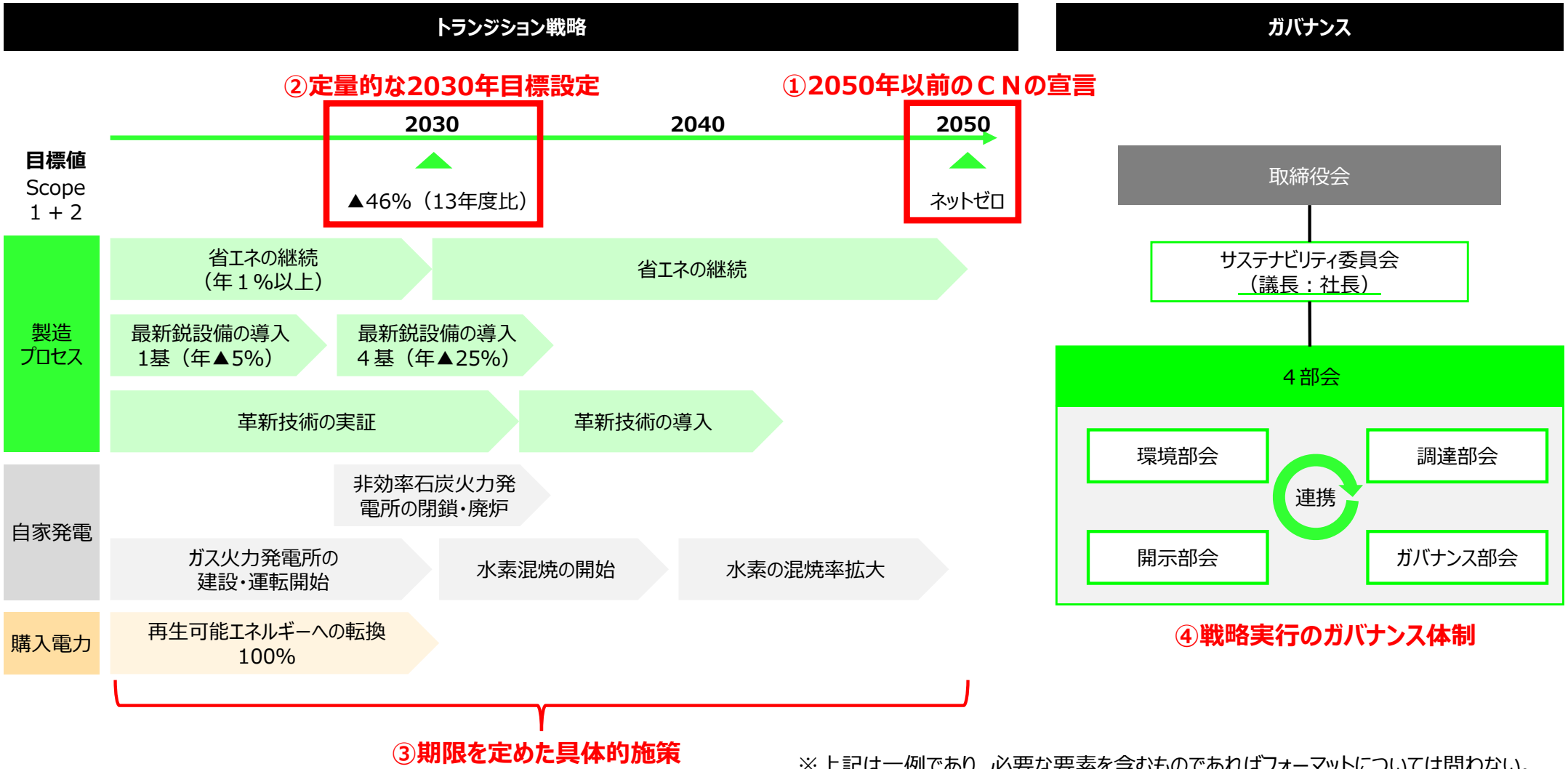
### <自主目標の設定イメージ>



- 2030年度及び2025年度の国内直接排出量、国内間接排出量それぞれにつき、排出削減目標（排出量・削減率・削減量：上図の下線部）を設定
- 第1フェーズ（2023年度～2025年度）の国内直接排出量、国内間接排出量それぞれの総計につき、排出削減目標（排出量：上図の下線部）を設定（第1フェーズにおける自主目標の達成は、**第1フェーズの総計で判断**）
- 設定した目標及び2050CNの達成に向けた具体的取組をトランジション戦略の提示により説明。

# (参考) トランジション戦略の例

- ◆ トランジション戦略には、①カーボンニュートラル（CN）の目標年度、②GX-ETSにおける国内削減目標もしくは自らが別途定める2030年度の定量的な削減目標（グローバル活動含めた目標等）、③期限を定めた具体的施策、④戦略を実行するためのガバナンス体制を要素として含む。

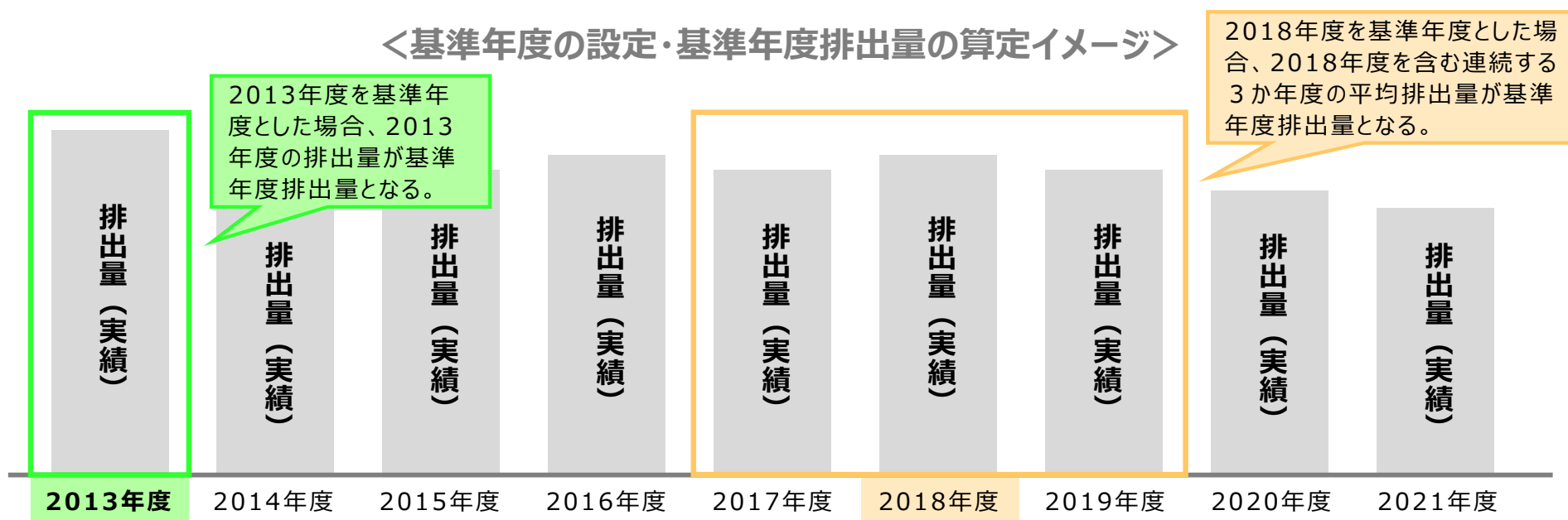


※ 上記は一例であり、必要な要素を含むものであればフォーマットについては問わない。

## 基準年度と基準年度排出量の設定

- ◆ **基準年度は原則2013年度**とし、参画企業の状況等によっては、2014年度～2021年度の間で設定することも可能。
- ◆ 参画企業は、目標の野心度や超過削減枠の創出判断、本枠組みの実効性把握等のため、設定した基準年度の排出量（**基準年度排出量**）を**算定・報告**する。

### <基準年度の設定・基準年度排出量の算定イメージ>



■ 基準年度は、**原則2013年度**を設定することを推奨。ただし、参画企業の状況や取組実績等から、**2014年度～2021年度の間での設定も可能**。一度設定した基準年度は、第1フェーズ中変更できない。

■ **基準年度排出量**は、

(a)2013年度を選択：政府目標とも整合するため、**2013年度単年の排出量**

(b)2013年度以外を選択：**基準年度を含む連続する3か年度の平均排出量**（どの3か年度を採用するかは参画企業が任意に設定）

具体的な算定方法は、「GXリーグにおける基準年度排出量算定ガイドライン」に基づき算定する（詳細はP51以下参照）。

例）基準年度（2018年度）…2016年度～2018年度、2017年度～2019年度、2018年度～2020年度のいずれかの期間の平均排出量

## 参画企業が提出する情報

- ◆ 参画企業は、「**2025年度の排出削減目標**」、「**第1フェーズの排出削減目標の総計**」、「**2030年度の排出削減目標**」及び「**基準年度排出量**」を参画時、GXリーグ事務局へ提出。
- ◆ 「2030年度の排出削減目標」及び「基準年度排出量」はGXダッシュボード上で**公表**。
- ◆ 「2025年度の排出削減目標」及び「第1フェーズの排出削減目標の総計」についてもGXダッシュボード上で**公表**。なお、脱炭素に向けた代替手段が、技術的・経済的に存在しない多排出製造分野においては、技術開発や投資などのGXに関する取組が社会から適切に評価されるための環境整備の状況をふまえ、公表の在り方を検討。
- ◆ 参画企業がGroup GかGroup Xのどちらに所属するかを事務局でも確認するべく、制度開始（2023年度当初）時点で入手出来る最新と想定される**2021年度排出量の提供を求める**。
- ◆ 基準年度が2013年度でない企業においては、2013年度比で2030年度46%削減というNDC実現に向けた本枠組みの実効性把握や、今後の制度発展に向けたデータ収集等の観点から、**2013年度の排出量**の提供を求める。

データ	提出		公表	
<b>基準年度排出量</b>	○		○	
(参考) 2021年度排出量	○		-	
(参考) 2013年度排出量※1	○		-	
2023年度目標※2	-	第1フェーズ目標 (総計) ○	-	第1フェーズ目標 (総計) ○ ※多排出製造分野については、公表の在り方を検討
2024年度目標※2	-		-	
<b>2025年度目標</b> ※2	○		○	
<b>2030年度目標</b> ※2	○		○	

※1 基準年度を2013年度としない場合に提供を求める

※2 目標排出量、基準年度からの排出削減率、基準年度からの排出削減量。2030年度目標は、第1フェーズ期間中における事情変更が生じうることを念頭に、**第2フェーズ開始前に、見直し可能**

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

## 排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

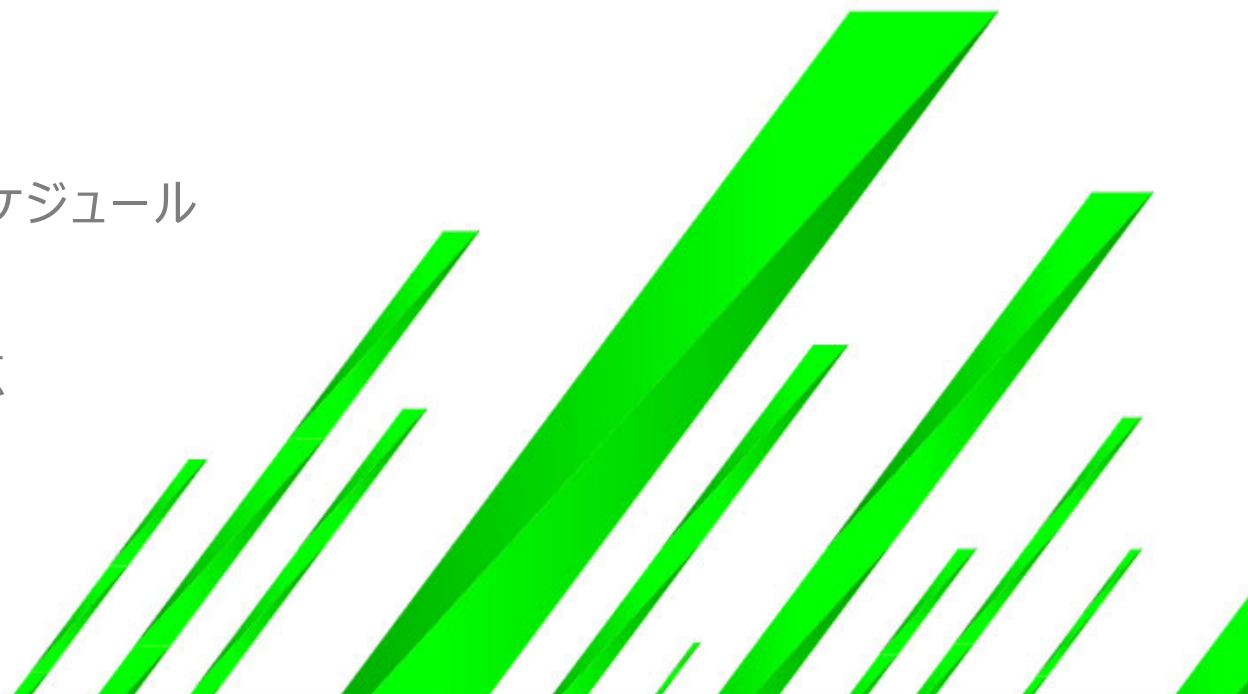
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点



# GX-ETSにおける算定・モニタリング・報告ガイドラインの基本方針

- ◆ 温室効果ガスの算定方法は、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）の手法を基礎に、モニタリング・報告方法は、過去政府が実施した類似の取組（「JVETS」や「試行実施」）での手法を基礎とする。

## 1. 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）

<<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>>

- 算定・報告・公表制度は、2005年の温対法改正により導入され、2006年4月から施行された制度。
- 対象事業者は、①エネルギー起源CO2の場合、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者等、②エネルギー起源CO2以外の場合、温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO2換算で3,000t以上及び事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上の事業者。大企業だけでなく中小企業にも浸透した制度。
- 省エネ法の特定貨物輸送事業者や特定旅客輸送事業者等も制度の対象としており、幅広い業種にも対応。

## 2. 自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/jvets.html>>

- 2005年度から2013年度まで、環境省が実施した国内排出量取引制度。
- 自主的に参加する事業者が工場・事業所単位でCO2の排出削減目標を設定した上で、排出削減を実施し、必要に応じて排出量取引を活用し、目標達成を行う制度。
- 算定・モニタリング・報告及び検証につきガイドラインを策定。

## 3. 排出量取引の国内統合市場の試行的実施（試行実施）

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/dim/trial.html>>

- 2008年10月から経済産業省、環境省、内閣府が実施した排出量取引制度。
- 企業等が自主的に削減目標を設定し、その目標の超過達成分や国内クレジット及び京都クレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み。
- JVETSにおける算定・モニタリング・報告及び検証についてのガイドラインの大部分を踏襲する形で実施。

## 算定・モニタリング・報告の原則

- ◆ 金銭価値を伴う取引が行われるGX-ETSでは、排出量が適切に算定・報告されることが必須。そのため、算定・モニタリング・報告のルールを定める際には、GHGプロトコルやJVETS等でも基準として用いられる下記の**5原則**に則ることとする。

原則	内容	GX-ETSへの 落とし込み
<b>1. 適合性 (Relevance)</b>	選択された算定対象範囲が企業のGHG（温室効果ガス）排出量を適切に反映し、かつ排出量情報の利用者の意思決定に資するものであること	GX-ETSでは、算定対象範囲の設定・算定、モニタリングにつき、超過削減枠の創出の決定や、適格カーボン・クレジット等の調達量の決定に資するものであることが求められる。
<b>2. 完全性 (Completeness)</b>	選択された算定対象範囲の排出源と活動が漏れなく特定され、算定対象となる全排出源・活動についてGHG排出量が漏れなく算定されていること	GX-ETSでは、参画企業が設定した組織境界内での排出源・活動を原則漏れなく特定し、算定されることが求められる。
<b>3. 一貫性 (Consistency)</b>	同一の方法やデータ類を使用し、各算定対象年度において排出量が比較可能なように算定が行われていること	GX-ETSでは、基準年度排出量から目標排出量に向けた進捗度合いを把握するため、毎年度、同一の方法で算定することが求められ、バウンダリーの変更等があった場合、ガイドラインに定められた方法に則ることが求められる。
<b>4. 透明性 (Transparency)</b>	情報の利用者が一定程度の確信をもって判断できるよう、GHGに係る十分かつ適切な情報が提供されること	GX-ETSでは、参画企業が報告の基礎となった証拠やプロセスを報告し、第三者検証機関や事務局が、参画企業の算定状況を適切に把握できることが求められる。
<b>5. 正確性 (Accuracy)</b>	算定結果が過大又は過少に評価されることのないよう、不確かさを可能な限り最小化し、要求される精度が確保されること。	GX-ETSでは、参画企業による適切な算定、モニタリング及び検証機関による高水準な検証により正確性を確認することが求められる。

(出所)「The GHG Protocol A Corporate Accounting and Reporting Standard<REVISED EDITION>」



# 算定フロー

## Step1 組織・敷地境界の識別

- 子会社、関連会社等、**組織境界**を株式の保有状況等により**識別**
- 対象となる各企業の各工場・事業場につき、公共機関へ提出した届出・報告等（工場立地法届出書類等）の敷地図等を用いて**敷地境界を識別**



## Step2 排出源の特定、バウンダリーの確定

- 敷地境界内の**算定対象活動**を把握（**敷地境界に紐付かない算定対象活動も把握**）
- 消防法等の届出書、設備一覧表、購買伝票等を用い、**排出源を特定**



## Step3 少量排出源の特定

- Step2で特定した排出源のうち、**少量排出源**（一定の閾値を設ける）に該当するものを特定し、**算定対象外**とすることが可能



## Step4 モニタリング方法の策定

- 各排出源について、活動量の**モニタリングパターン**（※1）を検討
- モニタリングパターンに基づき活動量等の**モニタリングポイント**（※2）を設定
- モニタリングポイント毎の予測活動量に基づき、**策定したモニタリング方法が要求レベルを充たしているか確認**



## Step5 モニタリング体制・算定体制の構築

- GHG排出量算定の**算定責任者**及び**算定担当者**並びにモニタリングポイントの**管理責任者**及び**担当者**等を任命
- モニタリングや算定の主体、方法及びデータの信頼性維持・管理の主体、方法等の方法論・役割・責任を整理、規定



## Step6 モニタリングの実施と排出量の算定・報告

- 策定した**モニタリングプラン**（方法・体制）に基づき、**モニタリングを実施**。**収集したデータを用いて、GHG排出量を算定・報告**



- ※1 モニタリングパターン…活動量のモニタリング方法を分類したもの
- ※2 活動量を把握する位置

## (Step1) 組織境界の設定基準 (1/2)

- ◆ 公平性の観点からは、全ての参画企業が同一のルールで組織境界を設定することが望ましいが、現状、企業によって様々な組織境界が設定されていること等を踏まえ、制度を試行的に開始する第1フェーズにおいては、**GHGプロトコルの出資基準又は支配力基準、若しくは財務会計上の連結基準等を参考に、任意で組織境界を設定することとし、その設定の考え方をGXダッシュボードで開示する。**
- ◆ その上で、第2フェーズ以降に適用するルールについては、国際的な動向も踏まえて、引き続き検討していく。

基準		考え方	
GHGプロトコル	出資比率基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子会社等の関連会社のGHG排出量は、その関連会社に対する<b>出資比率に従って計算</b>する基準</li> <li>• 通常、出資比率と所有割合は一致するが、一致しない場合、経済的実質を分析し適用する。</li> </ul>	
	支配力基準	財務支配力基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>支配下の関連会社からのGHG排出量の100%を算入</b>する。持分を持っていても支配力は持っていない関連会社のGHG排出量は算入しない。</li> <li>• <b>関連会社から経済的利益を得る目的でその関連会社の財務方針及び経営方針を決定する力を持つ場合</b>、企業はその関連会社に対し、支配力を有するとする。</li> </ul>
		経営支配力基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>支配下の関連会社からのGHG排出量の100%を算入</b>する。持分を持っていても支配力は持っていない関連会社のGHG排出量は算入しない。</li> <li>• <b>企業又はその子会社等を通じて自らの経営方針を関連会社に導入して実施する完全な権限を持つ場合</b>、企業はその関連会社に対し、支配力を有する。</li> </ul>
財務会計上の基準	連結法 (連結子会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の条件に該当する会社は、連結の対象に含める (子会社が重要でなければ入れないことも可能)。</li> <li>➢ 他の企業の議決権50%超自己の計算において所有している場合</li> <li>➢ 他の企業の議決権40%以上50%以下自己の計算において所有し、緊密者の議決権や役員関係、契約関係等の一定の条件を満たす場合</li> <li>➢ 他の企業の議決権40%未満自己の計算において所有し、緊密者の議決権と合わせて50%超保有し、役員関係、契約関係等の一定の条件を満たす場合</li> </ul>	
	持分法 (非連結子会社を前提)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の条件に該当する会社は、持分法の対象に含める</li> <li>➢ 議決権の20%以上所有する場合</li> <li>➢ 15%以上20%未満の場合で、一定の議決権を有し、事業方針等に重要な影響を与えることができる場合等</li> </ul>	

(出所) 「The GHG Protocol A Corporate Accounting and Reporting Standard<REVISED EDITION>」、企業会計基準委員会「企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準委員会「企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」」をもとに事務局が作成

# (Step1) 組織境界の設定基準 (2/2)

- ◆ 参画企業は、参画時に「**組織境界設定に関する説明書**」を作成し、提出することにより組織境界を設定する。
- ◆ 未来像の創造やWG等のGXリーグでの活動は、組織境界内の法人がそれぞれ参加することも可能。

## 様式イメージ

組織境界設定に関する説明書

年 月 日

GXリーグ事務局 殿

### ■組織境界設定の考え方

(出資比率基準/支配力基準 (財務・経営) /財務会計上の基準/その他)

### ■組織境界設定の考え方に関する説明 (200文字以内)

### ■設定した組織境界内の法人一覧)

企業名	排出量対象比率	備考

⋮

## <様式について>

- 参画企業の組織境界の設定基準についての基本的な考え方について説明
- 設定した組織境界内の法人を各社列挙し、取り入れる排出量の対象となる比率につき記載
- 基本的な考え方と異なる理由から、特定法人を組織境界内に設定する場合は、当該企業名の備考欄に、理由を記載することができる。
- 様式に記載した事項については、ダッシュボードでも公表することを想定しているものの、具体的な公表の在り方は、引き続き検討する。

## <第1フェーズにおける組織境界の設定の考え方>

- 組織境界内の法人がGXリーグに参画しているものと考え、GXリーグでの活動は、組織境界内の法人であれば参加が可能。
- 既に表示しているサステナビリティ情報等における最終親会社等を中心に組織境界を設定することが考えられるが、制度として、グループ企業の中で、2つ以上の組織境界を設定することも可能。例えば、主要事業に関する法人をまとめた組織境界と別に、主要事業以外の事業に関する法人をまとめた組織境界を設定することも想定される (その際、同一企業グループ間での組織境界の重複は不可)。

## (Step2) 算定対象活動 (1/2)

- ◆ 排出量算定の**対象となるガス及び活動**は**SHK制度を参照**する。
- ◆ GX-ETSでは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく算定対象活動について排出量を算定することを原則とし、**算定対象活動の改正が行われた場合、GX-ETSでも連動してそれに従う。**

対象ガス	対象活動	対象ガス	対象活動
<b>エネルギー起源CO2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料の使用</li> <li>他者から供給された電気の使用 (※)</li> <li>他者から供給された熱の使用 (※)</li> </ul>	<b>メタン (CH4)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用</li> <li>電気炉における電気の使用</li> <li>石炭の採掘</li> <li>原油又は天然ガスの試掘・生産</li> <li>原油の精製</li> <li>都市ガスの製造</li> <li>カーボンブラック等化学製品の製造</li> <li>家畜の飼養</li> <li>家畜の排せつ物の管理</li> <li>稲作</li> <li>農業廃棄物の焼却</li> <li>廃棄物の埋立処分</li> <li>工場廃水の処理</li> <li>下水、し尿等の処理</li> <li>廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用</li> </ul>
<b>非エネルギー起源CO2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原油又は天然ガスの試掘・生産</li> <li>セメントの製造</li> <li>生石灰の製造</li> <li>ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造</li> <li>ソーダ灰の製造</li> <li>ソーダ灰の使用</li> <li>アンモニアの製造</li> <li>シリコンカーバイドの製造</li> <li>カルシウムカーバイドの製造</li> <li>エチレンの製造</li> <li>カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用</li> <li>電気炉を使用した粗鋼の製造</li> <li>ドライアイスの使用</li> <li>噴霧器の使用</li> <li>廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用</li> </ul>		

※ 間接排出として、算定・モニタリング・報告。それ以外は、直接排出として算定・モニタリング・報告。

(出所) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)

## (Step2) 算定対象活動 (2/2)

対象ガス	対象活動	対象ガス	対象活動
<b>一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用</li> <li>原油又は天然ガスの試掘・生産</li> <li>アジピン酸等化学製品の製造</li> <li>麻酔剤の使用</li> <li>家畜の排せつ物の管理</li> <li>耕地における肥料の使用</li> <li>耕地における農作物の残さの肥料としての使用</li> <li>農業廃棄物の焼却</li> <li>工場廃水の処理</li> <li>下水、し尿等の処理</li> <li>廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用</li> </ul>	<b>パーフルオロカーボン類 (PFC)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミニウムの製造</li> <li>PFCの製造</li> <li>半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用</li> <li>溶剤等の用途へのPFCの使用</li> </ul>
<b>ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造</li> <li>ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造</li> <li>家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入</li> <li>業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入</li> <li>業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入</li> <li>家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収</li> <li>プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用</li> <li>噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入</li> <li>噴霧器の使用</li> <li>半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用</li> <li>溶剤等の用途へのHFCの使用</li> </ul>	<b>六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マグネシウム合金の鋳造</li> <li>SF<sub>6</sub>の製造</li> <li>変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF<sub>6</sub>の封入</li> <li>変圧器等電気機械器具の使用</li> <li>変圧器等電気機械器具の点検におけるSF<sub>6</sub>の回収</li> <li>変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF<sub>6</sub>の回収</li> <li>半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF<sub>6</sub>の使用</li> </ul>
		<b>三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の製造</li> <li>半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF<sub>3</sub>の使用</li> </ul>
		※	<p>昨年、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、算定対象活動の追加についての中間取りまとめが行われた（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 &lt;<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study</a>&gt;）。これらの議論をふまえ、算定対象活動が法令に追加されれば、GX-ETSもこれに従うこととなる。</p>

## (Step3) 少量排出源

- ◆ JVETSや試行実施等の少量排出源の考え方と同様、以下の少量排出源につき算定の対象外とすることが可能。
- ◆ なお、営業所等の少量排出の敷地については、モニタリング方法を工夫し、本社で一括管理する等も可能であることから、敷地境界単位でのカットオフは行わない。

### 1. 全ての排出源に適用可能な基準

- 各敷地境界において、当該敷地境界の排出量の0.1%未満の排出源

### 2. 排出量規模に応じて適用可能な基準

- 敷地境界の排出量が1,000tCO<sub>2</sub>以上：当該敷地境界に存在する排出量10tCO<sub>2</sub>未満の排出源
- 敷地境界の排出量が1,000tCO<sub>2</sub>未満：当該敷地境界に存在する排出量1tCO<sub>2</sub>未満の排出源

### 3. 想定される少量排出源の例

- 事務所用暖房機器
- 事務所用給湯機器
- 芝刈機
- 構内車両（フォークリフト等）

### 4. 少量排出源であることの確認

- 参画企業は、少量排出源についても排出源の把握を行った上で、概算し、少量排出源該当性の確認を行わなければならない、検証時にその根拠の提示が求められることもあり得る。

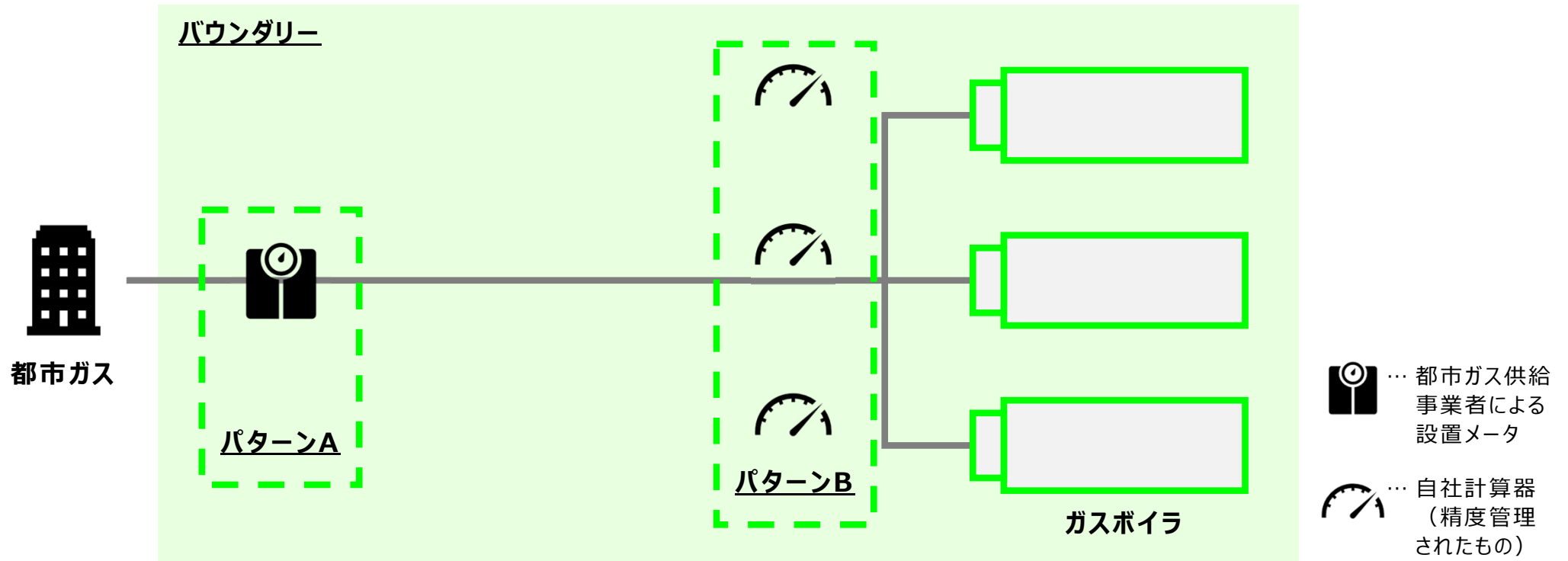
## (Step4) モニタリングの方法

◆JVETSや試行実施と同様、2通りのモニタリングパターンから、該当するパターンを選択する。

- パターンA：購買に基づく方法(使用するデータ：納品書等)
- パターンB：精度管理された計量器による実測に基づく方法(使用するデータ：計測値)

以下の図に、都市ガス供給事業者から都市ガスを購入し、3基のガスボイラで使用している例を示す。この場合、3基のガスボイラが排出源となる。

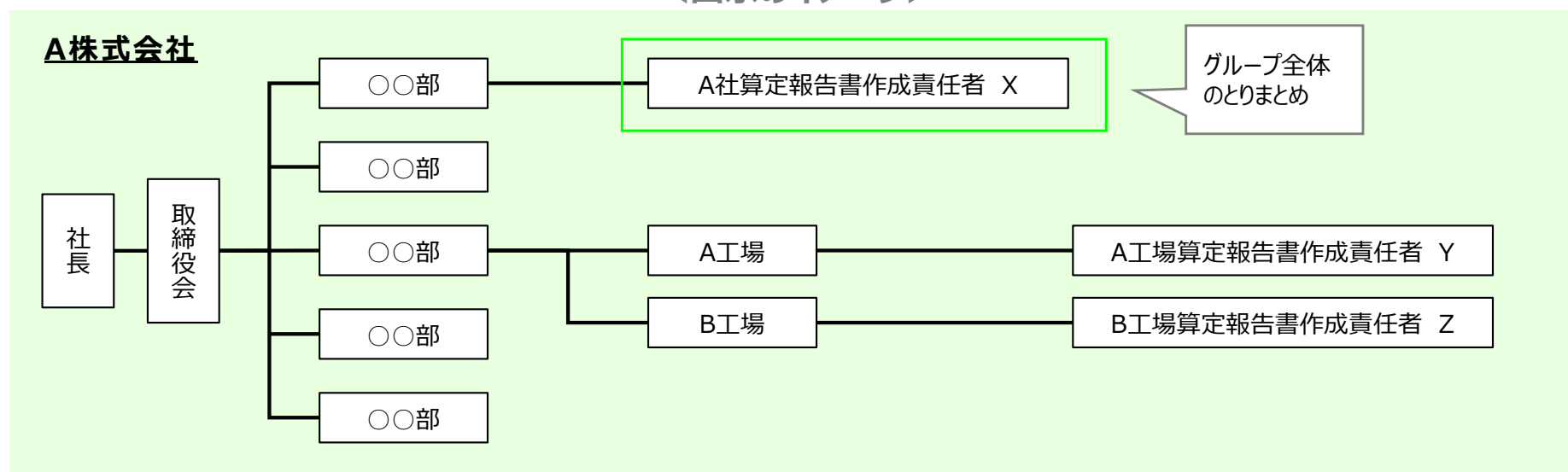
- パターンAを選択する場合、モニタリングポイント（活動量を把握する位置）は都市ガス供給事業者が設置した取引用メータ(=納品書)となる。
- パターンBを選択する場合、自社で設置した各計量器がモニタリングポイントとなる。計量器は、別に定めるパターンBとして使用が認められたものに限られる。
- パターンA、Bに該当しない方法でモニタリングを行う場合はGXリーグ事務局に確認した上で実施する。



## (Step5) 算定・モニタリング体制の構築

- ◆ 企業の算定・モニタリング・報告体制の構築という観点より、担当者を任命する等し、図示を求める。

<図示のイメージ>



### ■ データ集計方法

- 参画企業として、「グループ全体の排出量を取りまとめる法人（本社等）が、証拠書類を直接発行元から入手し、算定報告書を作成する。」「各工場・事業場が証拠書類をグループ全体の排出量を取りまとめる法人（本社等）に提出し、当該データを元に本社等が算定報告書を作成する。」等、データ集計方法を決定する。

### ■ 記録方法

- 各施設における記録方法を決定する。
- 排出量算定ツールを使用している場合は、算定ツール名や算定ツールに使用される数値の転記方法等を記載。

### ■ 体制

- 組織図等に基づき取りまとめ部署や責任者等を明記。

※上記は、例であり、各参画企業が自社の算定・モニタリング体制の構築状況を踏まえ策定し、GXリーグ事務局へ提出する。

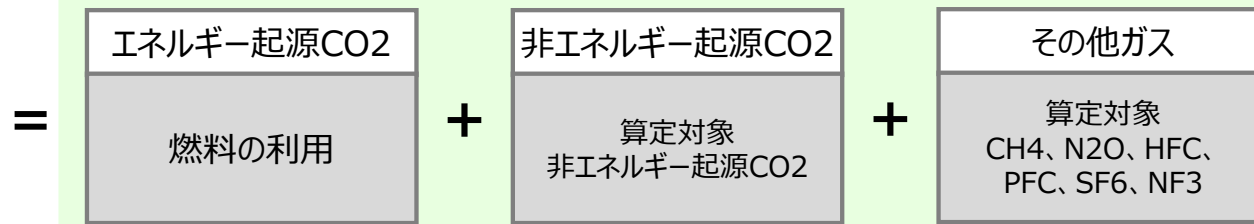


## (Step6) 報告イメージ (1/3)

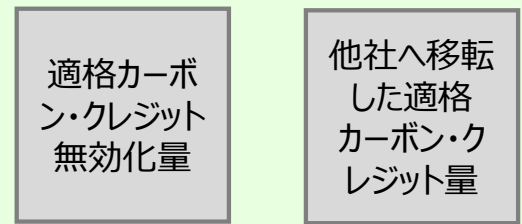
- ◆ 算定期間（原則、毎年度末）終了後、参画企業は以下のような事項について排出量を報告する。
- ◆ また、別途報告事項として、適格カーボン・クレジットの調整等を報告する。

直接排出量

### GX-ETSの算定ルールに基づく直接排出量の算定



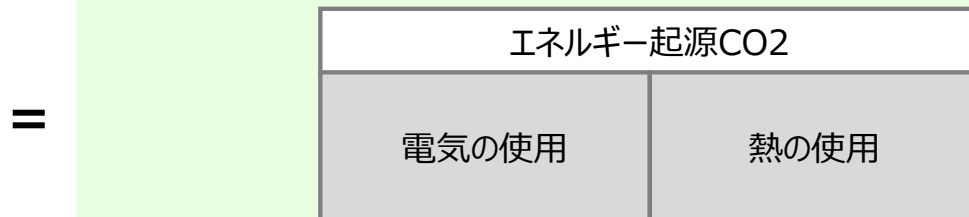
### 別途報告事項



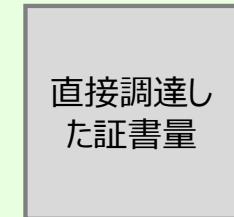
※ その他にも廃棄物の原燃料利用にかかる排出量等、別途報告事項として規定する。

間接排出量

### GX-ETSの算定ルールに基づく間接排出量の算定

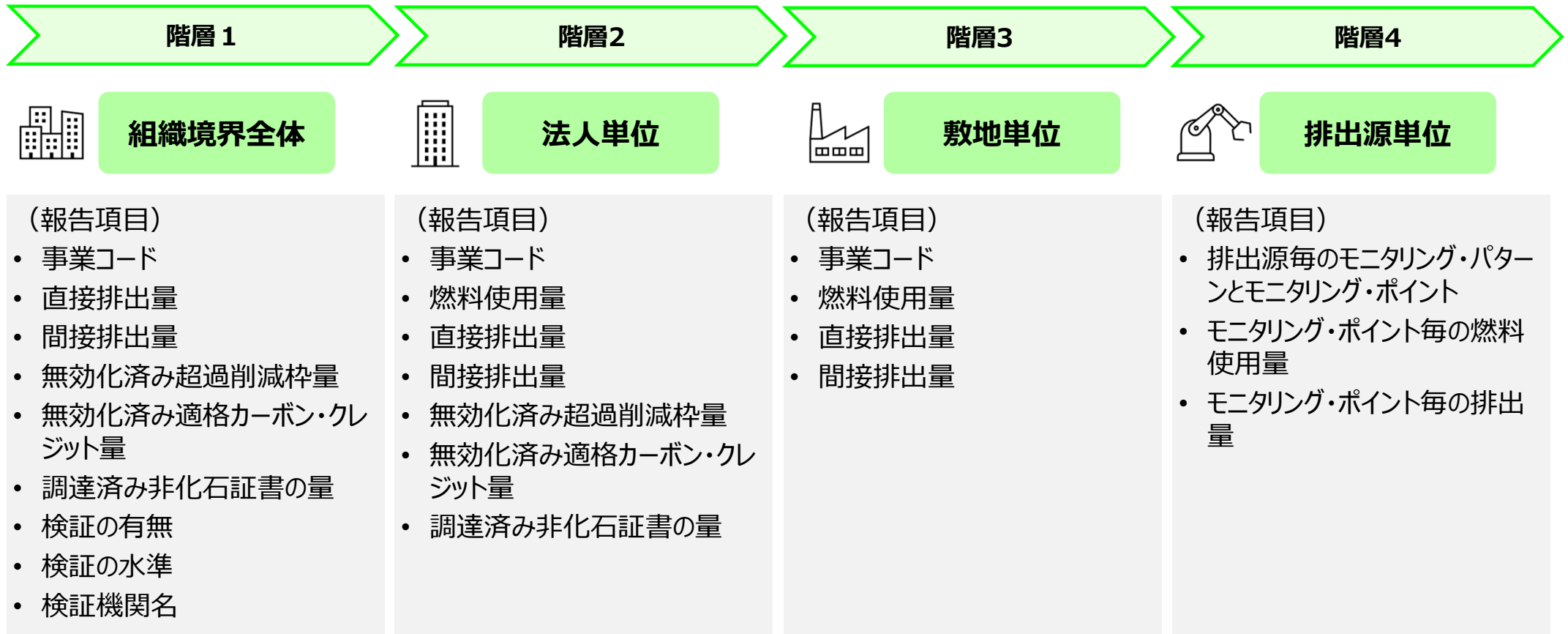


### 別途報告事項



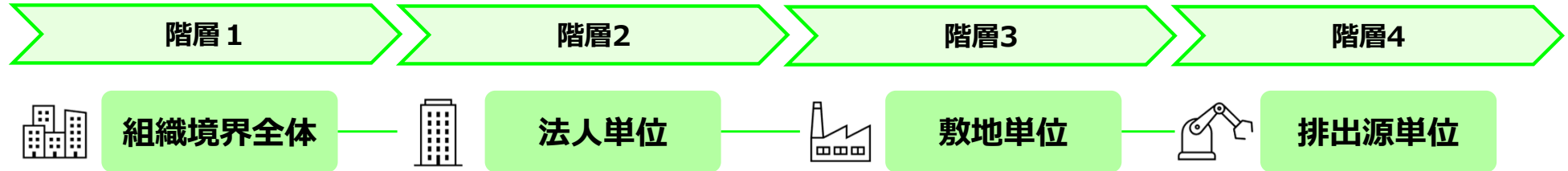
## (Step6) 報告イメージ (2/3)

- ◆ 各階層では以下の報告事項を想定。
- ◆ 階層1・階層2の報告項目のうち、どの項目をGXダッシュボードで公表するか等、今後、公表の在り方について引き続き検討。
- ◆ 階層3・階層4の報告項目については、GXダッシュボードで公表しない。



## (Step6) 報告イメージ (3/3)

◆ 報告の単位は、下図の階層毎に算定を行うことができる様式を用意する。



【凡例】

- が提出することが必須である事項
- が提出することが任意である事項

		報告書	排出量情報				別途報告事項 (※) クレジット・証書情報			
報告内容		階層 1	階層 2	階層 3	階層 4	階層 1	階層 2	階層 3	階層 4	
粒度	基準年度排出量			①	②	不要		非該当 ④		
	自主目標	•排出量・別途報告事項の合計値		不要		不要		非該当 ④		
	排出量実績				③					

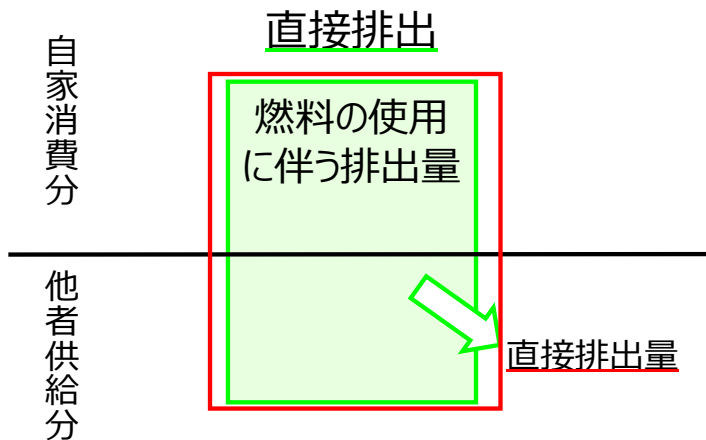
※ 廃棄物の原燃料利用については、階層4での報告を求める等、別途報告事項の種類毎に個別に規定する。

- ① 基準年度排出量の報告では、階層3データの取得が難しい場合が想定される。SHK制度の対象となる敷地境界（エネルギー起源CO2の場合、省エネ法上のエネルギー管理指定工場又は原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業所。6.5ガスの場合、いずれかのガスの排出量がCO2換算で3,000tCO2/年以上の事業所）については階層3として記載し、SHK制度の対象とならない敷地境界の場合は階層2の中で他の敷地境界と合わせて報告することも可能とする。
- ② 基準年度排出量の報告では、階層4データの取得が難しい場合が想定される。したがって、階層4の報告は任意とする。
- ③ 排出量実績については、排出源の漏れを防止し、第三者検証を受ける上でも排出源単位での捕捉が必要であること、また今後のGX-ETSの段階的発展も見据えて必要なデータ収集やノウハウの蓄積が必要であることから、階層4データの報告を必要とする。
- ④ 敷地単位・排出源単位での無効化情報は存在しないと考えられることから非該当

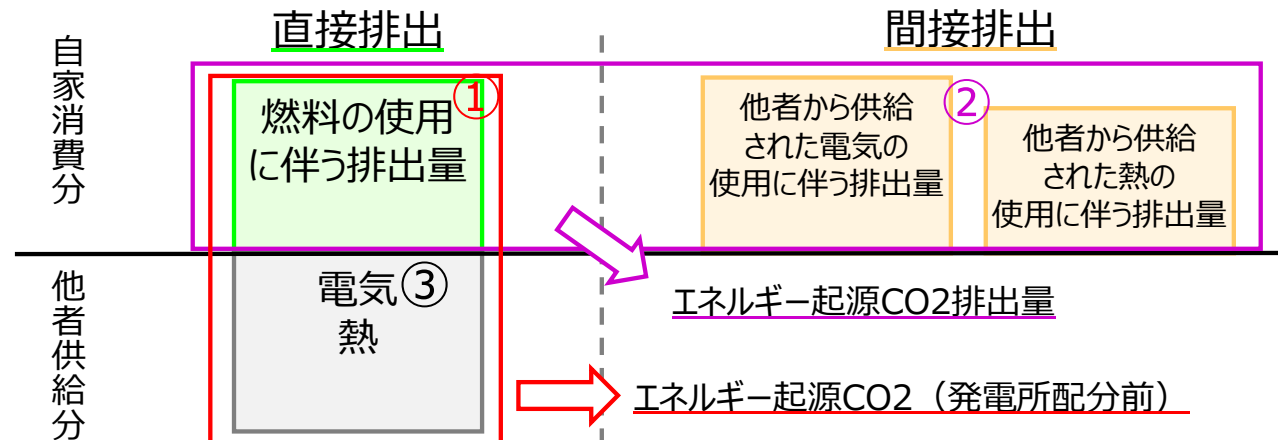
## 算定に関する個別論点：他者供給分の電力・熱についての直接排出の考え方

- ◆ EU等の諸外国のETSでは直接排出が対象であること、またGX-ETSでは発電事業者の参画も多数想定されているため、売電に伴う排出量のダブルカウントを防ぐ観点から、①GX-ETSでは**国内直接排出量を超過削減枠として取引対象**とした上で、②2050CNに向けた取組をプレッジ&レビューにより進める観点から（また、超過削減枠を創出する際の確認事項として）**国内間接排出量**の目標設定・実績報告が必要。
- ◆ 国内直接排出の算定方法は、SHK制度を基礎に定めるが、他者供給分の発電・発熱に伴う排出については、上記GX-ETSの性質に照らし、**直接排出に含め**算定・報告する（その際、内訳として、他社供給分に伴う排出を報告）。

### 【GX-ETS】



### (参考)【温対法に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）】



- GX-ETSでは、**他者に電気や熱を供給した分の燃料の使用に伴う排出量も自己の直接排出として、算定・報告**する。

- SHK制度では、特定排出者が報告するエネルギー起源CO2排出量（燃料・電気・熱の使用に伴う排出量）は、①自社での燃料の使用に伴う排出量に、②他者から供給された電気・熱の使用に伴う排出量（いわゆるスコープ2）を足した上で、③他者に供給した燃料・電気・熱に係る排出量を除いている。（SHK制度が、いわゆるスコープ1とスコープ2を報告対象とすることから、排出量のダブルカウントを防ぐ観点）。
- ただし、特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、「エネルギー起源CO2（発電書等配分前）」として、他者に供給した電気・熱の分も含む「燃料の使用に伴うCO2排出量」も報告。

## 算定に関する個別論点：その他排出量算定ルールの詳細

論点	SHKでの取扱い	GHG <sup>°</sup> プロトコルでの取扱い	GX-ETS
廃棄物の原燃料利用の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の原燃料利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、調整後排出量の算定において控除する（※基礎排出量では控除しない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の原燃料利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量について、排出量から控除しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>SHK制度の調整後排出量と同様、<u>排出量から控除することが可能。</u></b> ※ <b>排出量は、別途報告事項とする。</b></li> </ul>
フランチャイズチェーンの本部事業者における当該チェーン加盟店の排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部と加盟店を1つの事業者とみなして、本部の排出量とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部のScope 1・2 排出量には計上しない（本部のScope 3 カテゴリ14に計上する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GX-ETSの趣旨・目的から、<b>GHG<sup>°</sup>プロトコルと同様、本部の<u>直接排出量・間接排出量には計上しない。</u></b></li> </ul>

## 算定に関する個別論点：GHGの吸収・回収・貯留・利用がされた場合のGX-ETSにおける取扱い

- ◆ GXリーグでは、GHGの吸収・回収・貯留・利用を企業のGXに向けた取組として評価することが重要。
- ◆ 他方、SHK制度やGHGプロトコルでは、**明確な算定方法等について定めがなく、今後の検討課題**とされている。そのような中で、明確な算定方法等を示さず、実測等で自社の排出量に考慮することを認めると、**検証が実施できず、企業間で不公平な取扱いとなることも想定**される。
- ◆ そこで、GX-ETSでは、**SHK制度や国際的な動向、関連する検討会の議論等を踏まえ、引き続き吸収・回収・貯留・利用の算定方法等を検討し、一定の基準が定まったものから順次、「GX-ETSにおける算定・モニタリング・報告ガイドライン」に規定していくこととする。**

	SHKでの取扱い	GHGプロトコルでの取扱い
吸収	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>算定・報告対象外</u></li> <li>• 2022年12月に公表された温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会「中間取りまとめ」にて「森林吸収…の扱いについて、<u>来年度議論すべき</u>」とされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>現時点では明確な方針を出していないと明記されており、企業ごとに扱いの開示が求められる。</u>（任意の開示項目として開示）</li> </ul>
回収 貯留 利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>CO2を回収した場合、実測に基づいて、基礎排出量からでも調整後排出量からでも控除できるとしている。</u></li> <li>• 回収されたCO2が貯蔵・利用された場合の扱いについては位置づけられておらず、2022年12月に公表された温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会「中間取りまとめ」にて「CCS…の扱いについて、<u>来年度議論すべき</u>」、「メタネーション（合成メタン）を始めとするCCUについても、関連する検討会の議論等も踏まえて、<u>来年度議論すべき</u>」とされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>CO2回収・貯蔵の場合は、現時点では明確な方針を出していないと明記されており、企業ごとに扱いの開示が求められる。</u>（任意の開示項目として開示）</li> </ul>

## (参考) 吸収・回収の論点にかかる議論状況

- ◆ 吸収・回収・貯留・利用にかかる論点は、政府内の関連する委員会・検討会等でも議論中であるところ、これらの議論状況もふまえ、今後GX-ETSでの考慮方法を検討していく。

### 吸収

- **J-クレジット制度運営委員会・森林小委員会**

([https://japancredit.go.jp/steering\\_committee/](https://japancredit.go.jp/steering_committee/))

森林由来のクレジットの創出を拡大するため、森林吸収活動がクレジットとして活用される環境を整備するため議論。

- **温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会**

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>)

SHK制度において、事業者自らの吸収量を初めとするネガティブエミッションの取扱いについて中長期的に検討が必要としている。

- **CCS長期ロードマップ検討会**

([https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/ccs\\_choki\\_roadmap/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ccs_choki_roadmap/index.html))

CCSの社会実装に向け長期のロードマップを策定し、課題解決に向けた取組を官民で連携して進めるための議論。

- **温室効果ガス排出量算定方法検討会 エネルギー・工業プロセス分科会 CCU小分科会**

(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/committee/index.html>)

エネルギー・工業プロセス分科会の下に新たにCCU小分科会を設置し、様々なCCU技術によるCO<sub>2</sub>吸収量のインベントリへの反映方法について検討。

- **メタネーション推進官民協議会**

([https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/methanation\\_suishin/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/methanation_suishin/index.html))

メタネーションを中心に、技術的・経済的・制度的課題や、その解決に向けたタイムラインを官民で共有し、一体となって取組を進める。合成メタン利用の燃焼時のCO<sub>2</sub>カウントに関する整理も検討。

- **温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会**

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>)

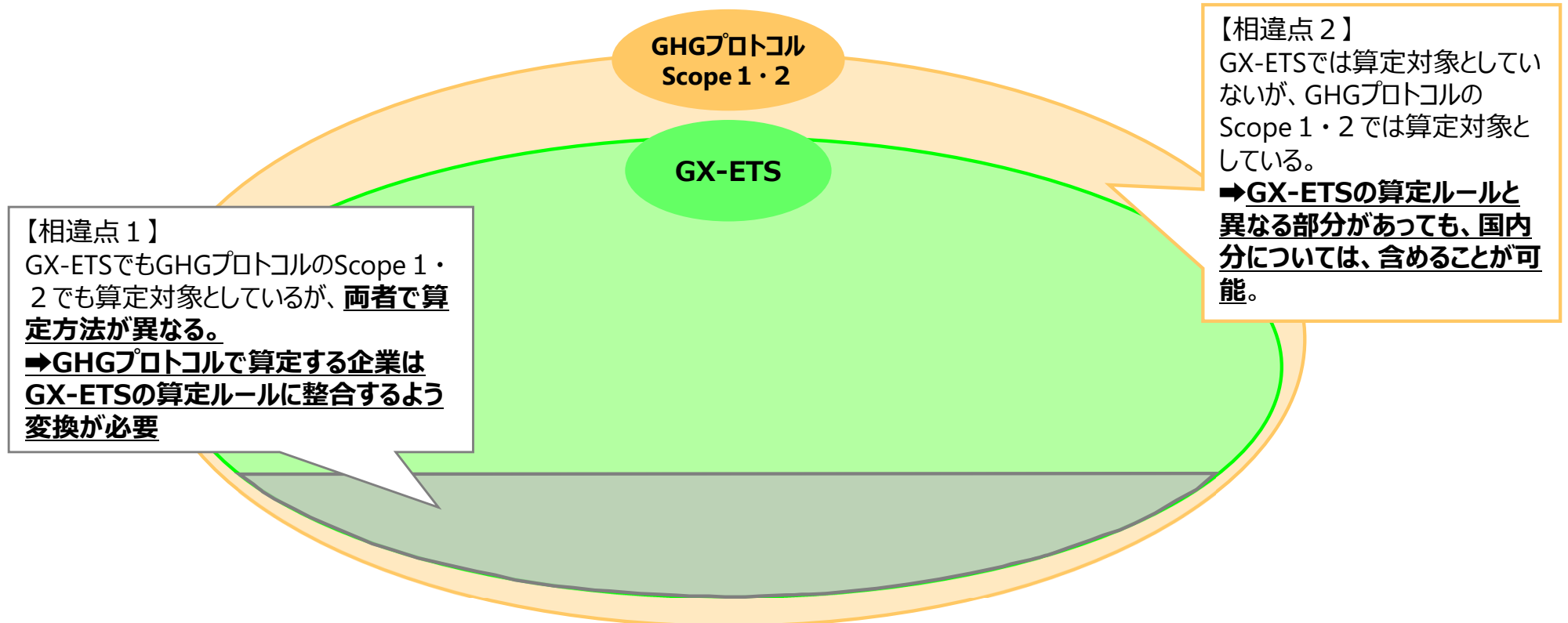
SHK制度において、回収は控除可能だが、回収された貯留・利用の取扱いについては位置付けられておらず、今後本検討会において検討するとしている。

### 回収 貯留 利用

## GX-ETSの算定ルールとGHGプロトコルとの関係（1/2）

- ◆ GXリーグには、GHGプロトコルに基づき目標値や実績値を算定している企業も多数賛同していることから、GX-ETSの算定ルールを遵守することを前提に、GHGプロトコルで算定したデータも活用できるよう配慮する。
- ◆ 具体的には、**GHGプロトコルに基づく排出量の算定範囲が、一部の排出量の変換・補足を行った上、GX-ETSの算定範囲を包含していることを条件に、GHGプロトコルに基づく算定も認める**こととする（ただし、一貫性の確保の観点から、基準年度排出量及び毎年度の実排出量は、同様の算定対象・方法とすることが必須）。

<GX-ETSの算定ルールとGHGプロトコル（Scope1・2）との関係>





## GX-ETSの算定ルールとGHGプロトコルとの関係（2/2）

- ◆ 【相違点1】GX-ETSの算定ルールでもGHGプロトコルのScope 1・2でも算定対象としているが、両者で算定方法が異なる排出量として、下記2点が挙げられる。

区分	No	該当部分詳細	GX-ETS制度	GHGプロトコル	対応
相違点1	1-1	廃棄物の原燃料利用の扱い	廃棄物の原燃料利用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量は、直接排出量の算定において控除する。	廃棄物の原燃料利用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量について、排出量から控除しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SHK制度の調整後排出量と同様、排出量から控除することが可能。</li> <li>➢ 排出量は、別途報告事項とする。</li> </ul>
	1-2	他人から供給された電気・熱の使用に伴う排出量の算定方法	GX-ETSで定める排出係数に基づき算定（契約メニュー毎の調整後排出係数で算定の上、非化石証書等の調達を反映）（P55参照）	ロケーションベース方式（特定のグリッドにおける平均排出係数を用いる）とマーケットベース方式（契約排出係数を用いる）での算定が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 系統電力由来のCO<sub>2</sub>排出量の算定をGHGプロトコル対応係数で行っていた場合、GX-ETSで使用する排出係数に<b>変換</b>する。</li> </ul>

- ◆ 【相違点2】GX-ETSの算定ルールでは算定対象としていないが、GHGプロトコルのScope 1・2では算定対象としている排出量として、下記2点が挙げられる。

区分	No	該当部分詳細	GX-ETS制度	GHGプロトコル	対応
相違点2	2-1	地理的範囲	国内に限定	地理的限定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ETSという性質上、<b>国外での排出は含まないため控除が必要</b>。</li> </ul>
	2-2	算定対象活動	排出量算定の対象とする具体的な活動はSHK制度で詳細に規定されているものと同じ。SHK制度に規定されていない活動に伴う排出量の算定は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの活動に伴う排出量が算定の対象</li> <li>● 原則として全ての活動を算定対象とするが、除外した活動があればその内容と除外理由を示さなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>GHGプロトコル</b>でSHK制度の政省令に記載のない活動を伴う排出量の算定をする場合、<b>排出量に含めることは可能</b>。含める場合、その活動内容と理由を明示し、使用する排出係数及びその排出係数の採用理由も明示する必要がある。</li> </ul>

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

## 基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

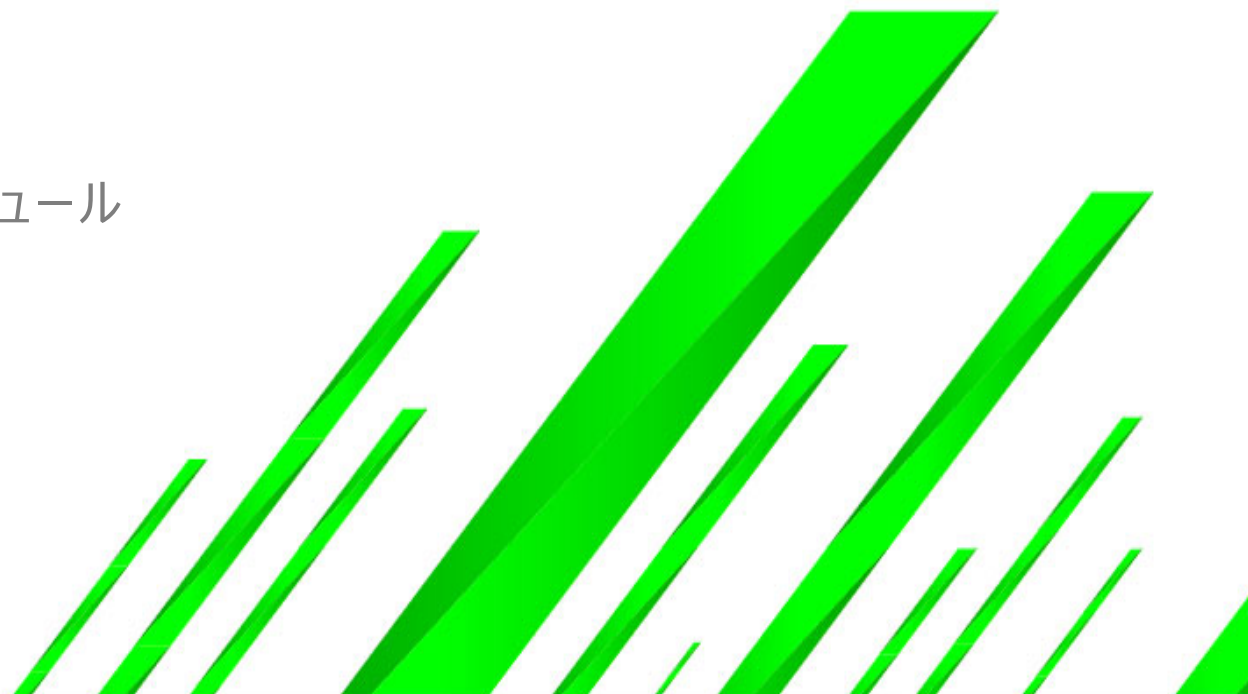
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

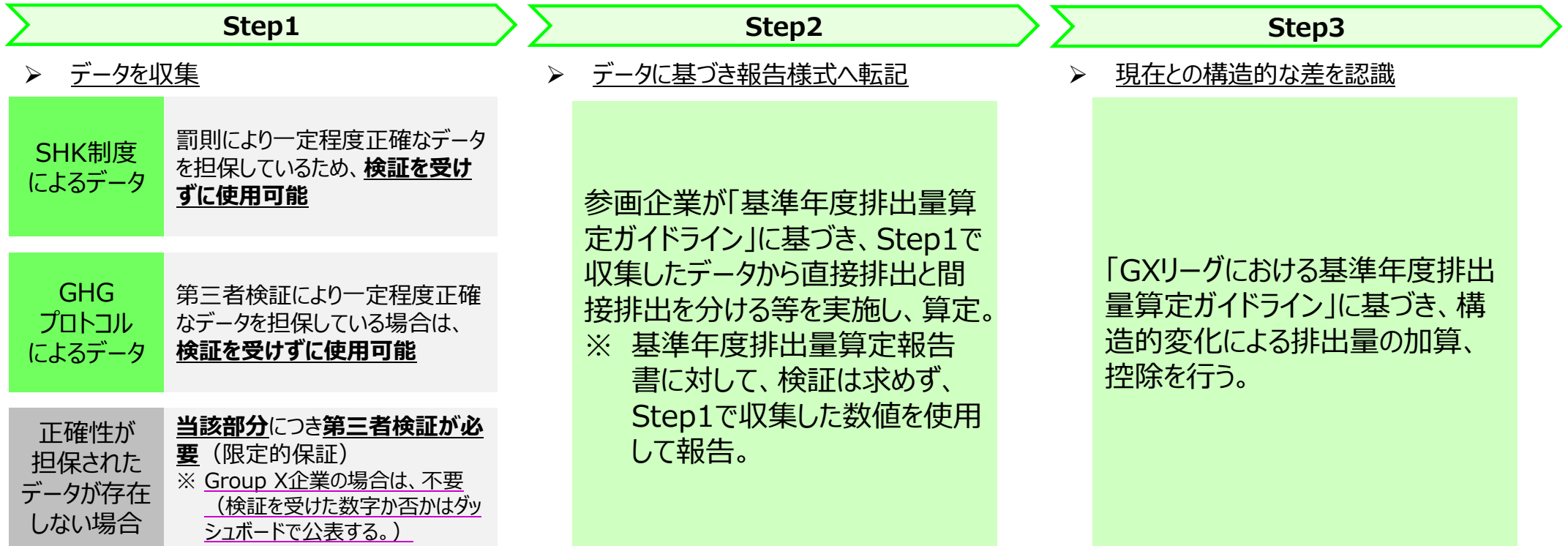
その他の実務上の論点



# 基準年度排出量の算定

- ◆ 虚偽報告に対して罰則があるSHK制度のデータや、統合報告書等による開示に向けGHGプロトコルで算定をした**第三者検証（限定的保証以上の水準）を受けている**データを、正確に算定されたものとみなし、「**基準年度排出量算定ガイドライン**」に則して**基準年度排出量を算定**する。
- ◆ **基準年度排出量算定時（再計算時も含む）**、一部の算定データが欠落している等**正確性が担保されたデータが存在しない場合**や、存在はするものの**第三者検証を受けない場合**は、当該排出量を**基準年度排出量に含むことができない**。

## ＜基準年度排出量の算定手順＞



※ 2021年度の排出量データ、及び基準年度を2013年度としない企業が提出する2013年度の排出量データについては、上記と同様の手順での算定・報告を求めるものの、「正確性が担保されたデータが存在しない場合」の検証は求めない（当該排出量は含めずに報告）。

# (Step1・Step2) 省エネ法に基づく定期報告書からの抽出

- ◆ エネルギー起源CO2の場合、省エネ法の特定事業者等（※1）、特定輸送事業者（※2）は、省エネ法に基づく定期報告により、SHK制度に基づく報告を行っている。
- ◆ これらのデータから、基準年度排出量算定報告書へ転記し、提出する。

※1 以下のいずれかに該当する事業者  
 省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者  
 省エネ法の認定管理統括事業者、管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者

※2 以下のいずれかに該当する事業者  
 省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者、又は特定荷主  
 省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者のうち、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者  
 省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係事業者のうち、貨物輸送業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主

## <定期報告書：特定第2表 事業者のエネルギーの使用量等（抜粋）>

エネルギーの種類	単位	20XX年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く。)	kl				
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl				
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			
	石油系炭化水素ガス	km <sup>3</sup>			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			
	その他可燃性天然ガス	km <sup>3</sup>			
石炭	原料炭	t			
	一般炭	t			
	無煙炭	t			
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	km <sup>3</sup>				
高炉ガス	km <sup>3</sup>				
転炉ガス	km <sup>3</sup>				
その他の燃料	都市ガス	km <sup>3</sup>			
	( )				

エネルギーの種類	単位	20XX年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
燃料及び熱	産業用蒸気	GJ			
	産業用以外の蒸気	GJ			
	温水	GJ			
	冷水	GJ			
小計	GJ				
電気	電気事業者	昼間買電	kWh		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	kWh		
		夜間買電	kWh		
	その他	上記以外の買電	kWh		
		自家発電	kWh		
小計	kWh				



省エネ法上の定期報告書：特定第2表より、燃料使用量、単位発熱量を基準年度排出量算定報告書へ転記し、GX-ETSにおける基準年度排出量の排出量を算定し、使用した定期報告書と併せてGXリーグ事務局へ提出する。

※  は、直接排出量に関する部分

※  は、間接排出量に関する部分

## (Step1・Step2) 温対法報告書からの抽出

- ◆ エネルギー起源CO2の場合、省エネ法の特定事業者等に該当しないが、事業者全体の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の場合は、**温対法報告書**により報告を行っている。
- ◆ 6.5ガス排出量の場合、CO2換算で3,000tCO2/年以上であるガスについては、温対法報告書により報告を行っている。
- ◆ これらのデータから、**基準年度排出量算定報告書へ転記し、提出する。**

### <参画企業>



排出量データ



基準年度排出量  
算定報告書へ転記

「温対法報告書」  
と併せて提出

GXリーグ  
事務局

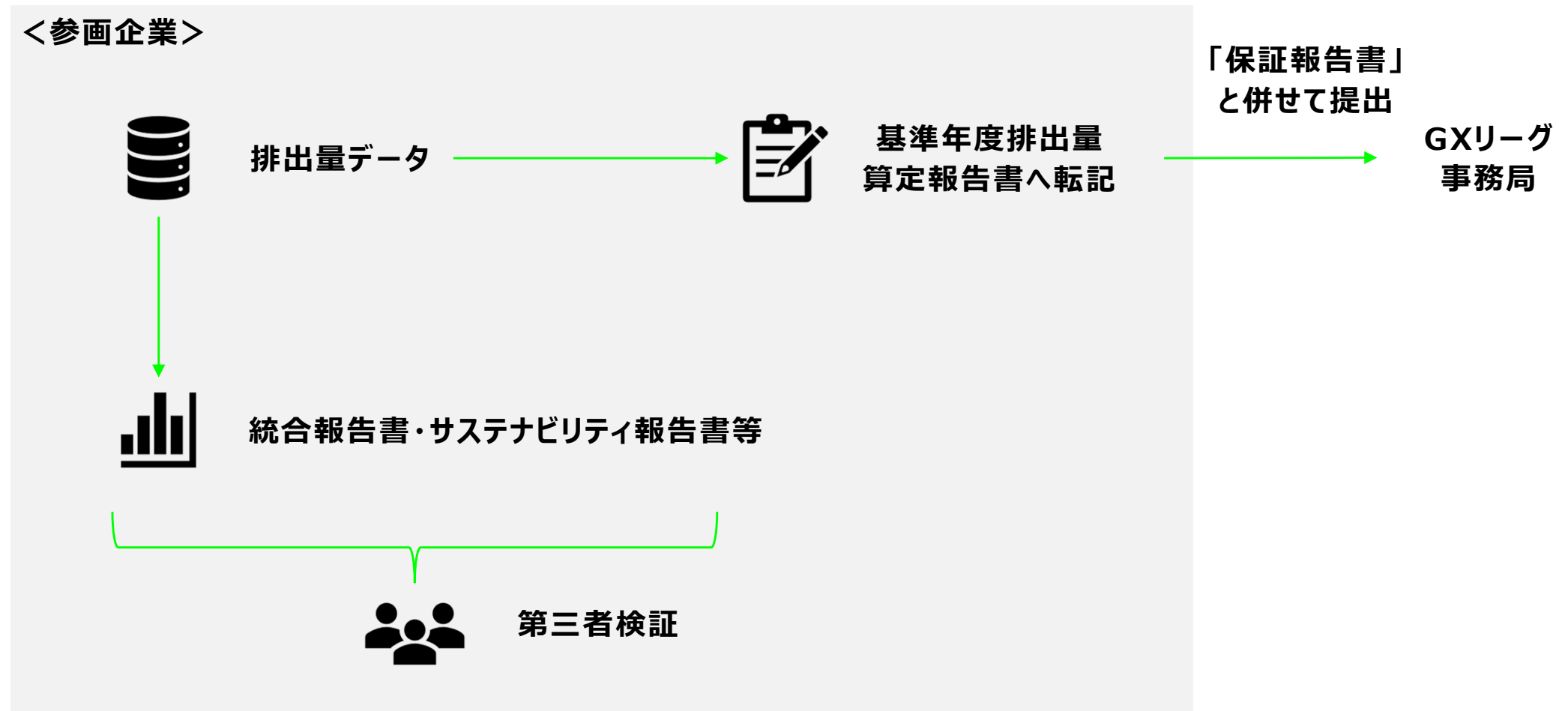


温対法報告書

事業分類	温室効果ガス算定排出量				
	①エネルギー起源CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (③を除く)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O
特定排出者全体	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF <sub>6</sub>	⑨NF <sub>3</sub>	⑩エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前)
	① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	⑥ t-CO <sub>2</sub>	⑦ t-CO <sub>2</sub>	⑧ t-CO <sub>2</sub>	⑨ t-CO <sub>2</sub>	⑩ t-CO <sub>2</sub>

## (Step1・Step2) 限定的保証を受けた算定データからの抽出

- ◆ 基準年度において、国内直接排出量・国内間接排出量につき**限定的保証水準による第三者保証を受けている数値**は、正確に算定されたものとみなし、**基準年度排出量算定報告書へ転記し、提出**する。



## (Step3) 基準年度と比較して企業に構造的変化がある場合 (1/2)

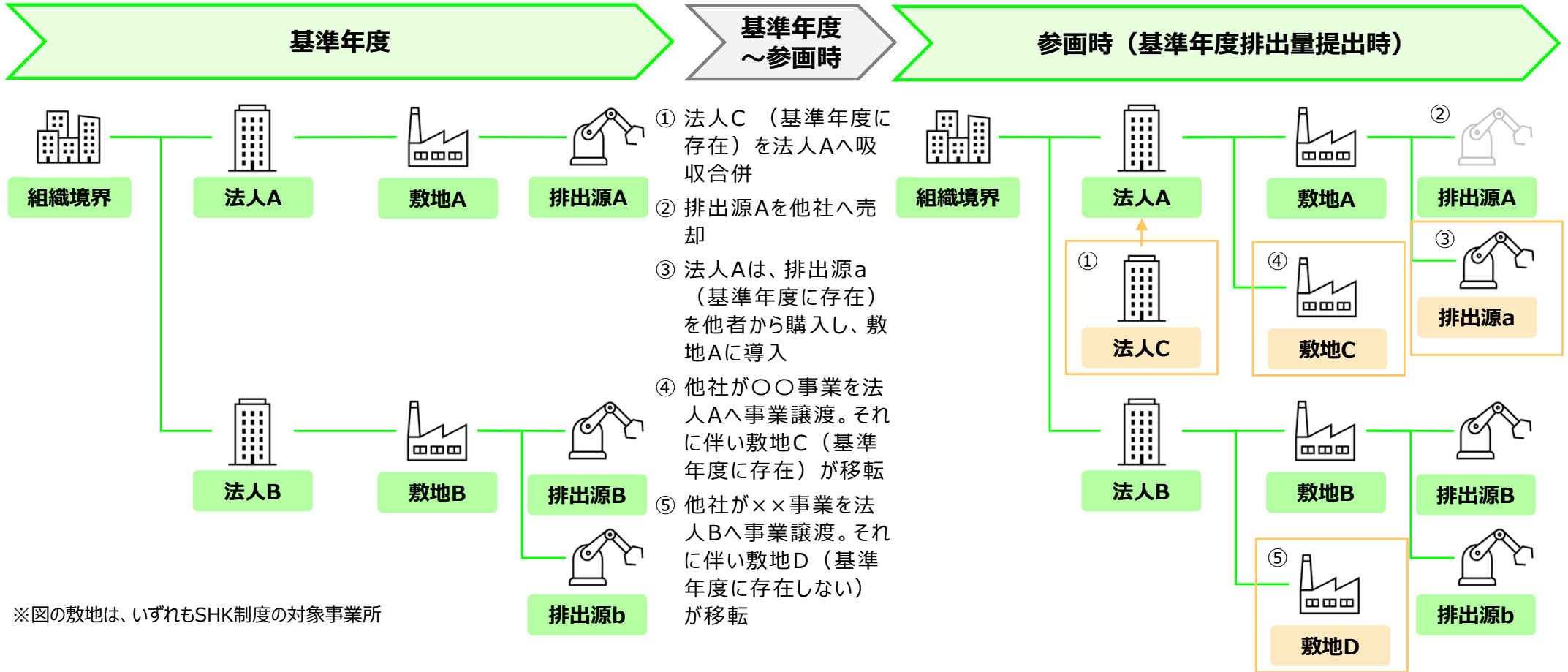
- ◆ 基準年度排出量は、目標達成や超過削減枠創出の判断の前提となることから、正確に反映することが必要。したがって、構造的変化の要因にかかる排出につき、**基準年度における排出量データがあれば、基準年度排出量に含む(再計算する)**。なお、基準年度排出量を再計算する場合は、**自主目標排出量、NDC相当排出量も連動して再計算**される。
- ◆ 他方、**基準年度における排出量データが存在しなければ**、「もし構造的変化をもたらした排出源が、基準年度に存在していたらどれほどの排出量であったか」を正確に推計することは困難であり、正確な基準年度排出量への反映ができないため、**基準年度排出量へ含むことはできない(再計算は行わない)**。

	自社の排出量へ組み込まれる場合 (IN)	自社の排出量から除かれる場合 (OUT)
排出源が自社・他者へ移転する場合	<b>A</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収合併</li> <li>・ 事業の譲受け・吸収分割</li> </ul>	<b>B</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社の売却</li> <li>・ 事業譲渡、会社分割</li> </ul>
	基準年度に当該排出源が存在し、排出量データがある場合、基準年度排出量へ加算することができる。 (例) X社は基準年度を2013年度に設定しており、2015年にY社(2000年設立)を吸収合併している。 →X社の2013年度の基準年度排出量にY社の2013年度の排出量データを加算することが可能。	基準年度に当該排出源が存在し、排出量データがある場合、基準年度排出量から控除する。 (例) 例1と同じX社は、2015年に甲工場(2000年から稼働)をY社に事業譲渡している。 →X社の2013年度の基準年度排出量から甲工場の2013年度の排出量データを控除する。
排出源は自社・他者へ移転しない場合	<b>C</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出源の新設・増設</li> <li>・ 排出活動のインソーシング</li> </ul>	<b>D</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出源の閉鎖</li> <li>・ 事業からの撤退</li> <li>・ 排出活動のアウトソーシング</li> </ul>
	企業の活動実態の一環とも考えられることから基準年度排出量の再計算は行わない。 第1フェーズの目標においては、今後のC・Dの事象を踏まえた設定が期待されるが、2030年度目標は、更に先の将来目標となるため、現時点で今後の活動を正確に織り込むことが困難と考えられる。そのため、参画にあたり登録される2030年度目標は、第2フェーズ開始前に、修正可能とする。	

- 上記のような構造的変化を大小問わず全て考慮することとせず、法人単位(階層2)、SHK制度の対象となる敷地境界(エネルギー起源CO2の場合、省エネ法上のエネルギー管理指定工場又は原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業所。6.5ガスの場合、いずれかのガスの排出量がCO2換算で3,000tCO2/年以上の事業所)は、敷地単位(階層3)で考慮することとする。したがって、排出源(階層4)を譲渡等したことにより基準年度排出量を調整(再計算)することは必須としない。

# (Step3) 基準年度と比較して企業に構造的変化がある場合 (2/2) : 具体例

◆ 基準年度のバウンダリーから構造的変化をふまえて参画時のバウンダリーを設定する。



## <基準年度排出量の計算の場合の取扱い>

- ① 法人Cの算定データがある場合は、組織境界の基準年度排出量として加算することが可能。
- ② 基準年度における排出源Aは参画時のバウンダリーに存在しないが基準年度排出量から控除する必要はない。
- ③ 基準年度における排出源aの排出量につき、排出源のデータが存在する場合は、企業がGXリーグ事務局に申し出ることにより、加算することが可能。
- ④ 敷地Cの算定データがある場合は、組織境界の基準年度排出量として加算することが可能。
- ⑤ 敷地Dの排出量は、基準年度に存在しないため、組織境界の基準年度排出量として加算することは不可。



GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

## **排出量の検証**

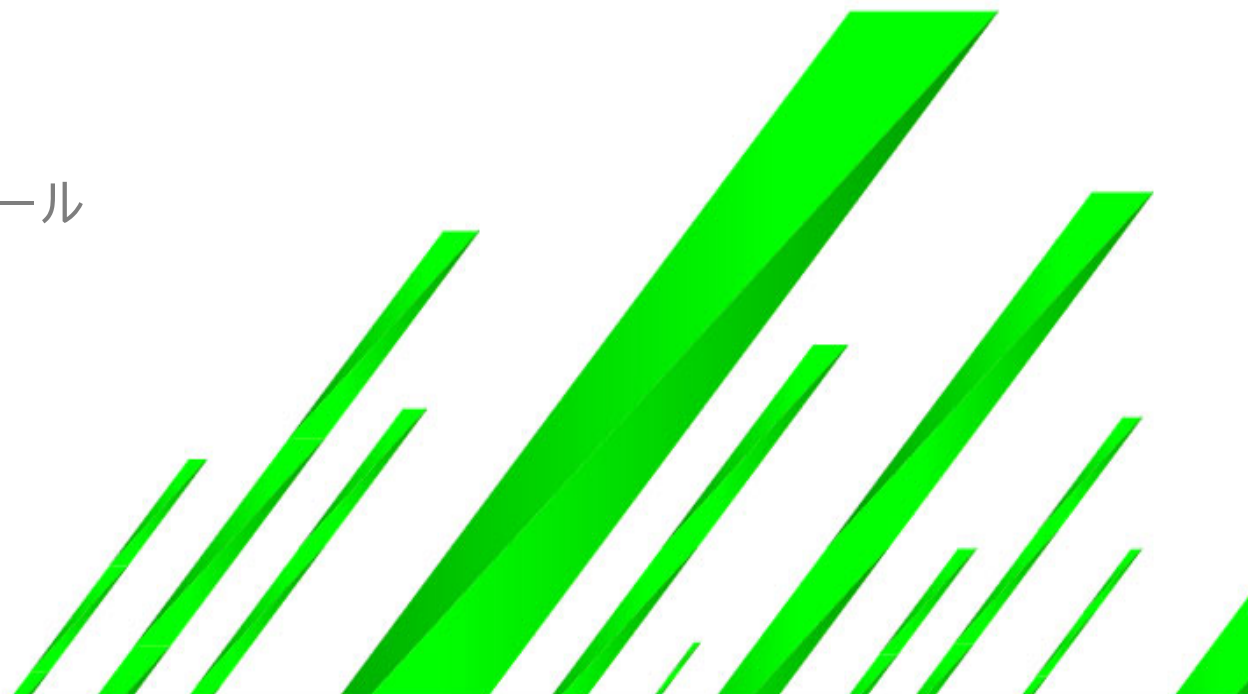
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点



## 検証の保証水準

- ◆ 第1フェーズでは、国内直接排出・間接排出に対して限定的保証水準の検証を受けることとする。
- ◆ もっとも、超過削減枠を創出する参画企業は、合理的保証水準の検証を受けなければならない。

### <検証の種類と対象企業>

保証水準	内容	対象
合理的保証	「算定データは算定基準に準拠され全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」とするもの	<u>Group G企業</u> で、 超過削減枠を創出しようとする企業
限定的保証	「実施した手続及び入手した証拠に基づき、算定データが算定基準に準拠されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった」とするもの	<u>Group G企業</u> で、 超過削減枠の創出を申請しない企業
不要（任意）		<u>Group X企業</u>

## 第三者検証機関の登録

- ◆ **合理的保証**については、第三者検証の品質を確保するため、**GXリーグ事務局へ登録された検証機関から検証を受けること**（※）が必要。

※ 限定的保証については、第三者検証機関に関する特段の要件は求めない。

### （※） 第三者検証機関の登録の際に求める事項のイメージ

- 法人であること
  - 排出量の検証業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること
  - GXリーグにおける算定・モニタリング・報告GL及び検証GLの内容を十分理解していること
  - GXリーグ参画企業から報告された排出量に対して、独立した立場から収集した客観的な証拠に基づいた検証意見を表明できる能力を有すること
  - 検証業務の運営において中立性・公平性を確保する体制・方法を定めていること
  - 検証業務に必要な力量を備え、また維持する方法を定めていること
  - 検証機関としての品質管理体制が整備され適切に運用されていること
  - 機密保持の取扱い方法を定めていること                    等
- 具体的要件は、登録第三者検証機関募集要領にて定めるものの、検証機関とも対話をしつつ、2023年中に決定。

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

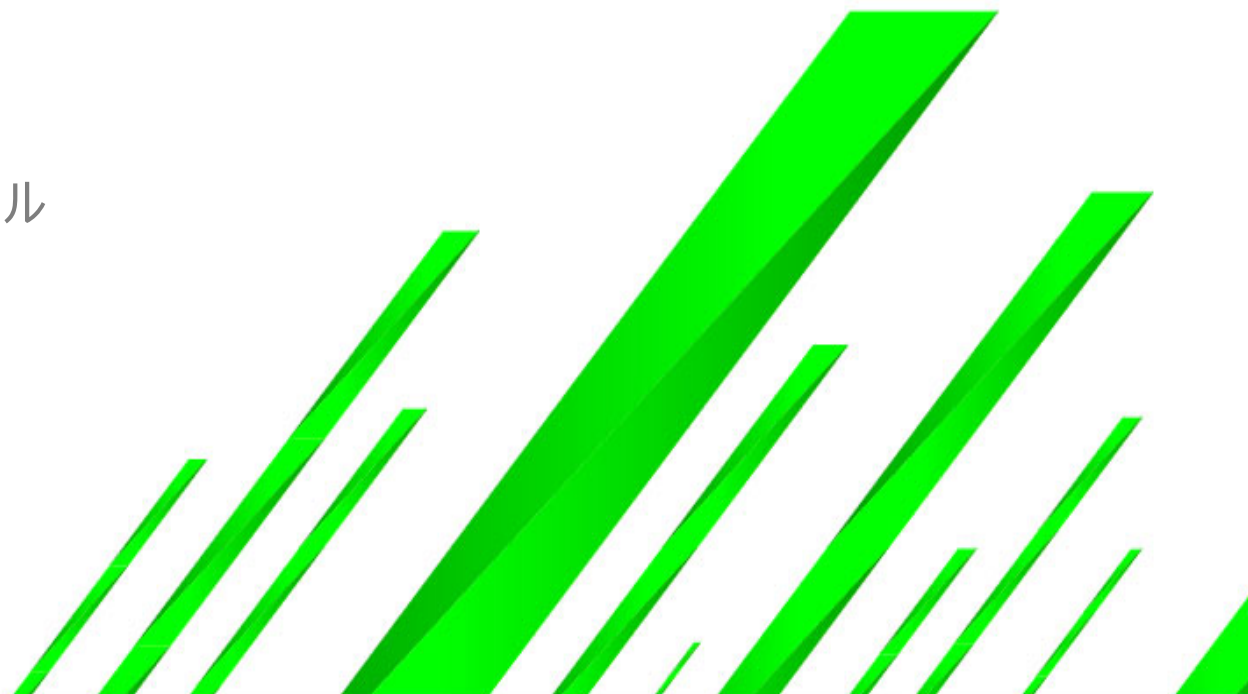
## **自主目標の達成手段**

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点



# 自主目標の達成方法

- ◆ フェーズ終了後、実排出量が、自主目標排出量を超過した場合、自主目標排出量と実排出量の差分につき超過削減枠等（超過削減枠及び適格カーボン・クレジット）の調達をすると自主目標を達成したこととなる。
- ◆ ただし、NDC相当排出量よりも削減する自主目標排出量を掲げていた場合、NDC相当排出量と実排出量の差分につき超過削減枠等の調達を行えば足りる。

## 1. NDC相当排出量 < 自主目標排出量のケース

前提条件（直接排出・第1フェーズの総計）	
NDC相当の排出量	540,000t-CO2
自主目標排出量	600,000t-CO2

<例1> 自主目標を達成できなかった場合；実排出量700,000t-CO2  
自主目標排出量と実排出量の差分につき超過削減枠等の調達の有無を公表。  
・ 超過削減枠等の調達量；100,000t-CO2

## 2. NDC相当排出量 ≥ 自主目標排出量のケース

前提条件（直接排出・第1フェーズの総計）	
NDC相当の排出量	540,000t-CO2
自主目標排出量	500,000t-CO2

<例2> 自主目標を達成できなかった場合；実排出量600,000t-CO2  
「NDC相当の排出量」と「実排出量」の差分につき超過削減枠等の調達の有無を公表。  
・ 超過削減枠等の調達量；60,000t-CO2

<例3> 自主目標を達成できなかったがNDC相当の排出量は達成できた場合；実排出量530,000t-CO2  
自主目標は不達成であったが、NDC相当の排出量を達成できているため、超過削減枠等の調達は不要（なお、超過削減枠は創出）。

※ 制度開始前から直接排出要件を達成している場合の自主目標の達成方法はP53参照

# 適格カーボン・クレジット

- ◆ 参画企業は、自主目標達成のため適格カーボン・クレジットを使用することが可能。
- ◆ まずは、J-クレジット及びJCMクレジット（※）を適格カーボン・クレジットとする。
  - ※ JCMについては、現在SHK制度において、パリ協定第6条（市場メカニズム）の実施ルールに係る国際決定を踏まえ活用可能なJCMクレジットを2021年以降の排出削減・吸収の取り組みに由来するものとする案が検討されており、今後この議論の状況を踏まえて扱いを決定。
- ◆ 2023年度以降、適格カーボン・クレジットに関するWGをGXリーグ内に設置。「カーボン・クレジット・レポート（2022年6月）」において整理された考え方にに基づき、今後追加すべき適格カーボン・クレジットの要件を検討。

## ■ 「カーボン・クレジット・レポート（2022年6月）」におけるカーボン・クレジット活用場面の整理

- ① 我が国のNDCの達成に資するカーボン・クレジット  
＞ J-クレジット、JCM
- ② J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット  
＞ Jブルークレジット
- ③ 我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット
- ④ 世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット

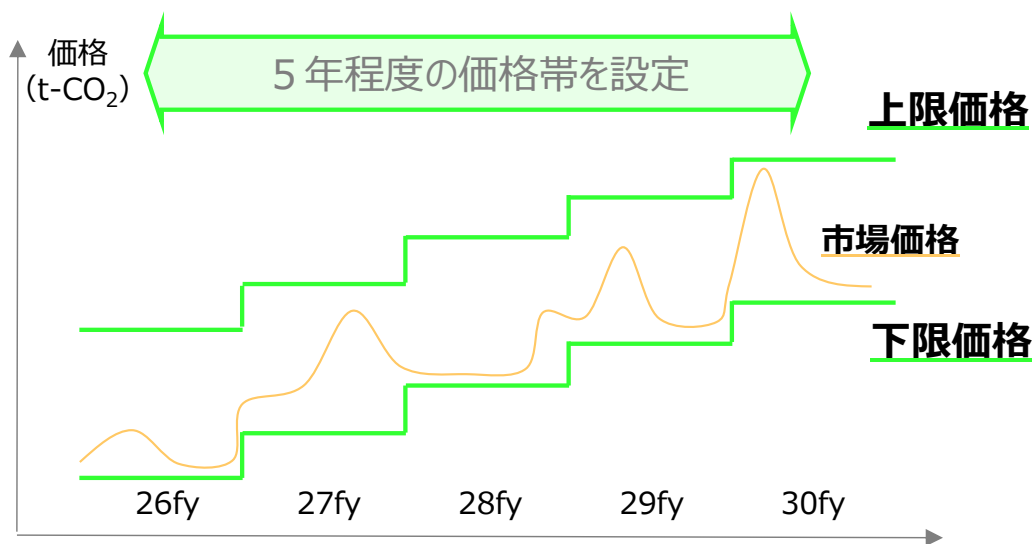
また、これらのカーボン・クレジットを国内制度において評価する際は、上記分類ごとに下記のような活用方法の整理を行った。

- A) 温対法における排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）のように、我が国の企業の排出量を正確に把握することが目的となる制度においては、①に該当するようなカーボンクレジットの活用が認められるべきである。
- B) 経済産業省が基本構想を発表したGXリーグの自主的な排出量取引や、国や自治体による公共調達における環境負荷低減評価といった、我が国企業の排出量削減に資する取組を評価することを目的としつつ、より広い観点で将来の除去・吸収の拡大に向けた投資や経済の成長という観点でも価値を持つ取組についても評価することが可能な制度においては、上記の整理における①に整理されるようなカーボン・クレジットだけではなく、②に分類されるような、インベントリという観点で必ずしも国内の排出量への影響を示していないが、将来の除去・吸収の拡大に貢献するカーボン・クレジットや、③に分類されるような、我が国の経済と環境の好循環にも寄与するカーボン・クレジットについても、それぞれの制度の目的を踏まえた上で、活用が認められるべきである。一方で、④に整理されるようなクレジットについては、上記のより広い観点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない。

# 市場安定化措置

- ◆ カーボンプライスの予見可能性を高めるため、取引価格の価格帯を予め定め、かつ長期的に上昇させることを示すことを想定。
- ◆ **上限・下限価格の水準**を定める際は、価格水準がGX移行に向けて行動変容を促す効果やカーボン・クレジット市場での取引価格、国際的な炭素価格等を踏まえ、**第2フェーズ以降に設定**することを検討。

## ＜市場安定化措置のイメージ＞



### ＜上限価格＞

市場取引価格が、予め定めた上限価格を超過した際、政府が上限価格にて、削減目標遵守に用いることが出来る排出枠を供給。

### ＜下限価格＞

政府が保有するカーボン・クレジット（Jクレジット等）や、将来の排出枠を市場供給する際は、当該下限価格を最低価格として設定。市場取引価格が下限価格を下回る際は、供給を延期。

## ＜上限・下限価格水準の考慮要素＞

- GX移行に向けて行動変容を促す効果
- 我が国のカーボン・クレジット市場での取引価格
- 国際的なカーボンプライス

## ＜カーボン・クレジット市場実証事業での価格＞

種類	価格（※）
省エネ	1546.6円
太陽光	3076.7円

※ 2022年9月22日から2022年12月28日までの約定数量による加重平均価格

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

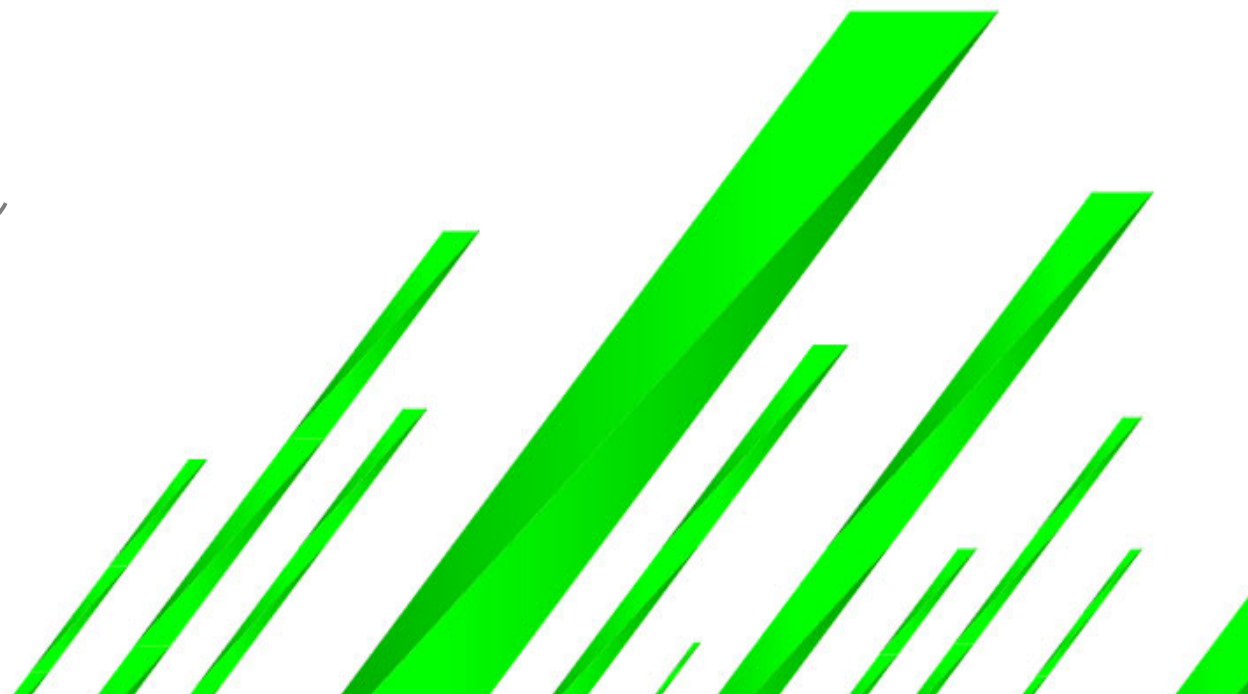
自主目標の達成手段

## **超過削減枠の創出**

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点





# 超過削減枠の創出① 要件総論

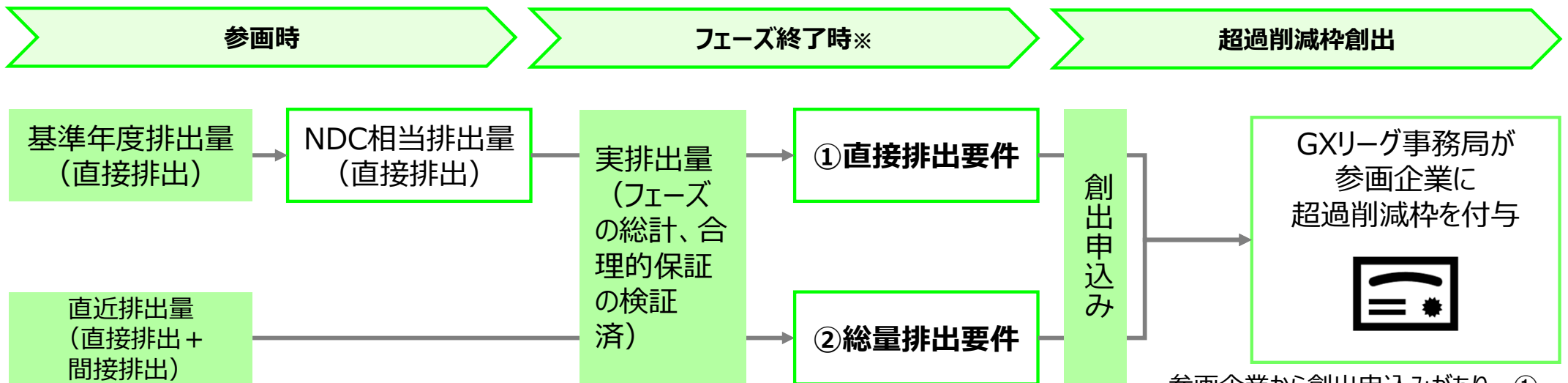
- ◆ 第1フェーズにおける超過削減枠の創出要件は、①2023年度～2025年度の実排出量がNDC相当排出量より少量であること（直接排出要件）及び、②直接排出と間接排出の実排出が制度開始前の排出実績（GXリーグ事務局が定める3か年度平均：直近排出量）以下であること（総量排出要件）。

※NDC相当排出量は超過削減枠の創出を判断する要件であり、参画企業に当該目標設定を求めるものではない。

- ◆ 第1フェーズで創出された超過削減枠は、参画企業の早期GX投資による排出削減インセンティブを高める観点から、フェーズをまたいでの活用を可能とすることも検討。

## ＜第1フェーズにおける超過削減枠創出イメージ＞

※ 制度開始前から直接排出要件を達成している場合の創出要件についてはP51以下参照



参画企業から創出申込みがあり、①②の要件充足が認められた場合、GXリーグ事務局が超過削減枠を付与（直接排出の実排出量とNDC相当排出量の差分が超過削減枠の創出量）

※  は、参画企業が算定・提出。 は、GXリーグ事務局にて判定・処理。

※ 年度終了後、当該年度の単年度において、直接排出要件と総量排出要件を充足している場合、超過削減枠を創出できる（特別創出）

## 超過削減枠の創出② 直接排出要件

- ◆ **直接排出要件**は、第1フェーズ中の実排出量の総計が、基準年度排出量から計算される**NDC相当排出量以下**である場合に充足。

### <NDC相当排出量>

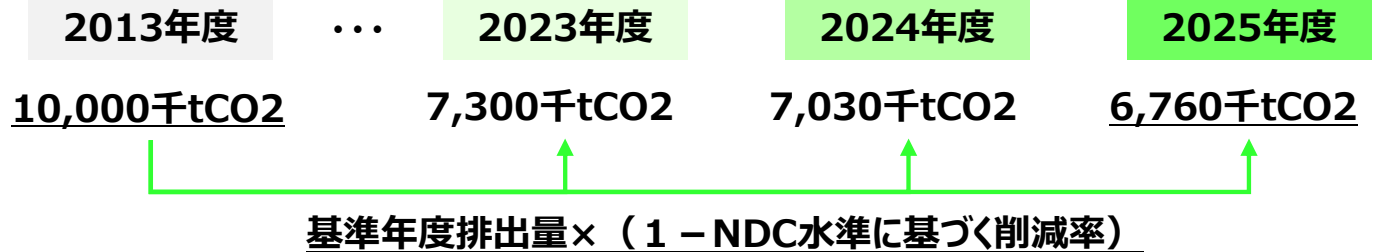
- NDC相当排出量は、参画企業が設定した基準年度・基準年度排出量から、以下の削減率（NDC水準）を基に計算する。
- **NDC水準**は、基準年度排出量から2050年カーボンニュートラルまで直線で削減を行う場合の2023～2025年度、2030年度時点の削減率を機械的に計算したもの（小数点第2位以下を四捨五入、2030年度削減率の2013年度のみ小数点第2位以下を切り下げ）。第1フェーズでは、2023～2025年度削減率を使用する。

基準年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
2023年度削減率	27.0%	25.0%	22.9%	20.6%	18.2%	15.6%	12.9%	10.0%	6.9%
2024年度削減率	29.7%	27.8%	25.7%	23.5%	21.2%	18.8%	16.1%	13.3%	10.3%
2025年度削減率	32.4%	30.6%	28.6%	26.5%	24.2%	21.9%	19.4%	16.7%	13.8%
2030年度削減率 (参考)	46.0%	44.4%	42.9%	41.2%	39.4%	37.5%	35.5%	33.3%	31.0%

### <事例> NDC相当排出量の求め方

A社は、以下のとおり基準年度等を設定した。

- 基準年度…2013年度
- 基準年度排出量…10,000千tCO<sub>2</sub>



この場合、2013年度を基準年度とした場合の2025年度のNDC水準は、**32.4%**であるため、

10,000千tCO<sub>2</sub> × (1 - **32.4%**) = **6,760千tCO<sub>2</sub>**がNDC相当排出量として設定される。2024年度も同様に10,000千tCO<sub>2</sub> × (1 - **29.7%**) = **7,030千tCO<sub>2</sub>**、2023年度も同様に10,000千tCO<sub>2</sub> × (1 - **27.0%**) = **7,300千tCO<sub>2</sub>**と設定される。

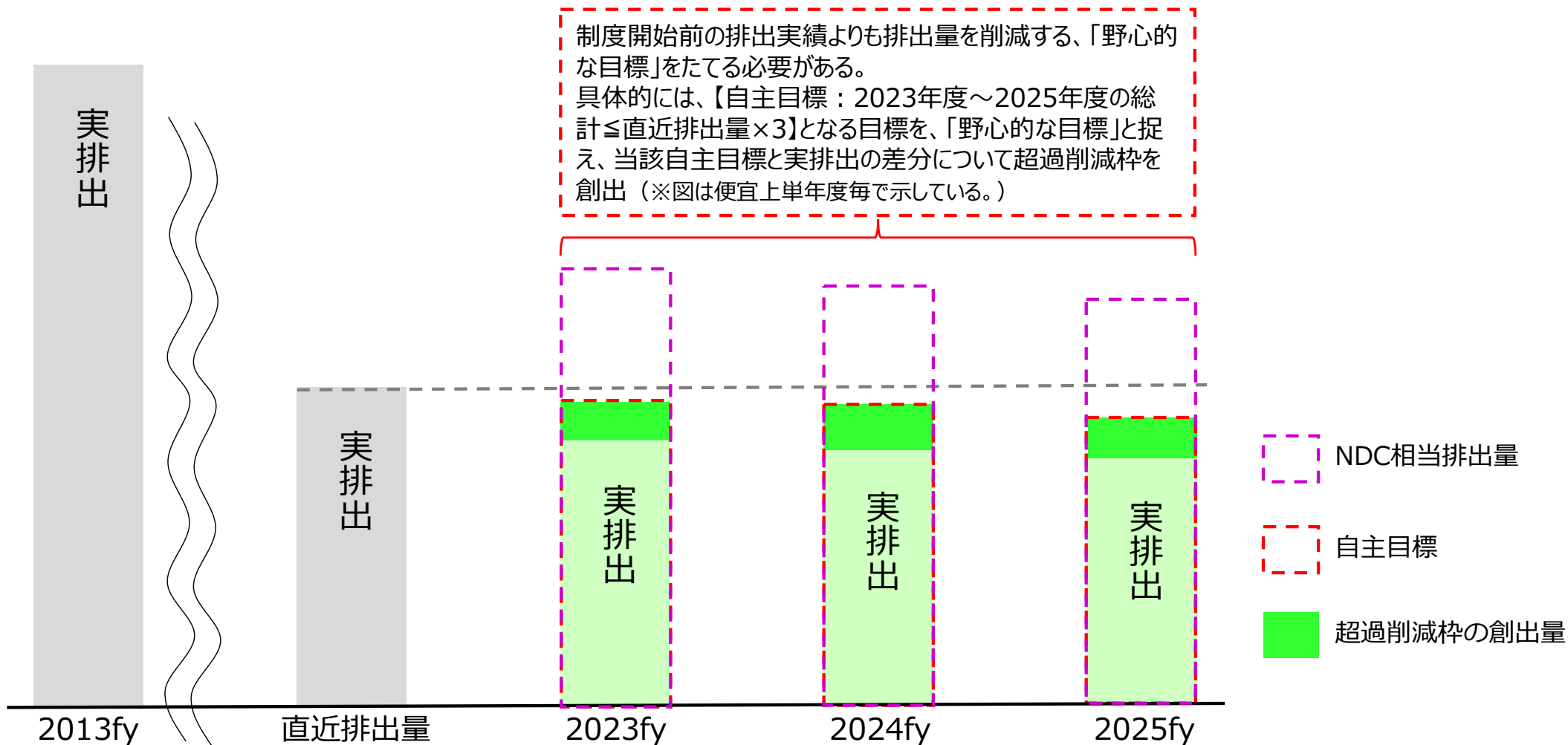
したがって、第1フェーズでのNDC相当排出量は、7,300千tCO<sub>2</sub> + 7,030千tCO<sub>2</sub> + 6,760千tCO<sub>2</sub> = **21,090千tCO<sub>2</sub>**と算出される。

## 超過削減枠の創出③-1 制度開始前から直接排出要件を達成している場合

1. GXリーグにおける排出量取引は、野心的な削減目標の実現に向けて、効率的・効果的な削減を行うための手段。野心的な削減目標を超過達成した者は、当該超過達成分を、目標未達者に売却が可能とすることで、野心的な削減目標に向けたインセンティブが高まる。また社会全体で見た際に、効率的に、削減を行うことが出来る。この際、**制度の根幹**となるのは、参画企業による**野心的な削減目標水準の設定**に加え、**目標達成に向けたコミットメント**。
2. 政府は、GXリーグにおける排出量取引制度を段階的に発展させる方針であり、企業による野心的な削減目標設定は、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働においても前提となる。具体的には、政府指針を踏まえた企業の野心的な削減目標を、民間第三者認証機関が認証した上で、排出量取引を行うことを検討。
3. 来年度から排出量取引制度を試行的に開始するが、現時点においては、当該政府指針を作成する上での必要となる企業の排出実績や今後の計画等が収集されておらず、民間第三者機関にとっての情報基盤も不十分。そのため、**試行的に開始する第1フェーズ**において、こうしたデータ収集を行うとするが、**現時点では、各企業の掲げる目標水準の野心度の公平性を判断する材料がなく、企業が掲げる目標が野心的なものかの客観的な判断が困難**。
4. こうした試行フェーズにおいて、仮に企業が掲げる目標水準からの削減分を他社に売却可能とすれば、企業によっては、実態に照らすと野心的ではない低い水準に目標を設定し、出来るだけ多くの超過削減枠を創出しようとする可能性があり、公平性を損ねるおそれがある。
5. そのため、**個別に目標の野心度を判定することが困難である2023年度から2025年度までの試行フェーズにおいては、一律の基準（NDC水準。以下同じ）を、目標の野心度を図る指標として代用**。具体的には、企業が2013年度以降で設定する基準年度における排出実績から、2050年カーボンニュートラルに向けて直線で削減を行う際の排出量、いわば「2030年度46%削減」という政府目標見合いの目標（NDC相当排出量）を、実際の排出が下回った分を、他社に売却が可能な「超過削減枠」として運用を行う。当該目標水準は、野心的な目標水準として政府が掲げるものであるため、多くの企業にとっても、その実現は容易ではなく、また一律の基準であるため、一定の公平性は担保されると考えられる。
6. 他方、**企業によっては、2013年度以降で自ら基準年度を設定するが、基準年度以降の取組状況や経済情勢等によっては、制度開始前からNDC相当排出量を下回る（直接排出要件を達成している）場合も想定**される。

## 超過削減枠の創出③-2 制度開始前から直接排出要件を達成している場合

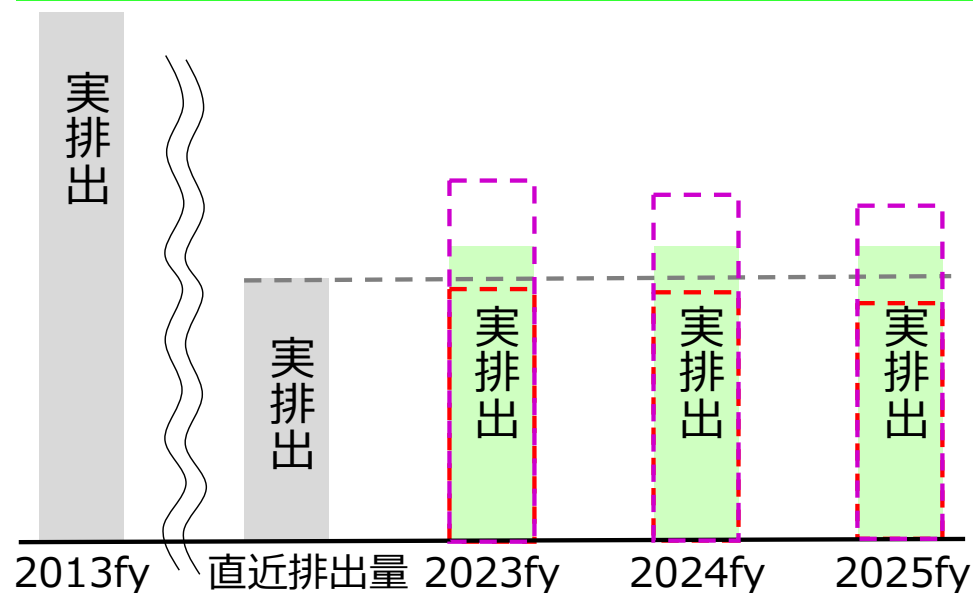
7. このような場合は、一律の基準による排出量は、「野心的な目標」を代用する指標として不十分と考えられるため、制度の大元に立ち戻り、**直近排出量（GXリーグ事務局が定める3か年度平均）における排出実績が、NDC相当排出量（2023年度）を下回る企業においては、制度開始前の排出実績を下回る目標水準の設定を求めるとし、超過削減枠は、当該目標水準を下回った差分についてのみ、創出**できることとする。



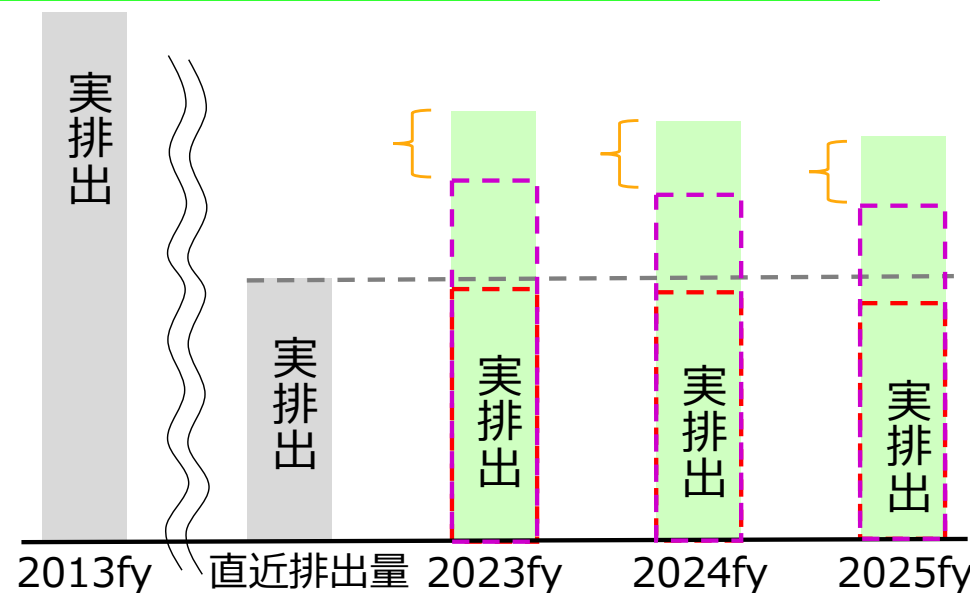
## 超過削減枠の創出③-3 制度開始前から直接排出要件を達成している場合

8. 目標達成へのコミットメントに関しては、野心的な目標設定を阻害しない観点から、目標を一律の基準よりも野心的に設定した場合は、仮に目標が未達になった場合の必要となる超過削減枠の調達量は、自社で設定した野心的な水準と排出実績との差分ではなく、例外的に、NDC相当排出量と排出実績との差分としている。これと同様に、**制度開始前の排出実績がNDC相当排出量を下回る企業においても、目標未達の場合の必要となる超過削減枠の調達量は、NDC相当排出量と排出実績の差分とすることで、野心的な目標設定を阻害しないこととする。**

- NDC相当排出量を達成したが、自主目標を達成できなかった場合
- NDC相当排出量・自主目標いずれも達成できなかった場合



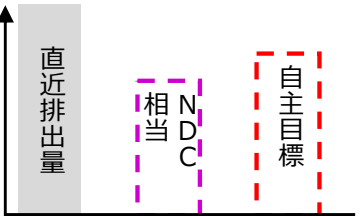
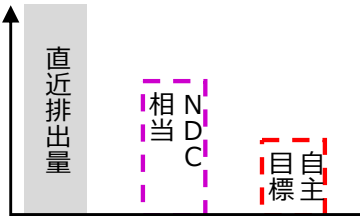

- 超過削減枠の創出はできない。
- 他方、NDC相当排出量は達成しているため、調達の有無の公表は不要。



- 超過削減枠の創出はできない。
- NDC相当排出量と実排出の差分について、調達の有無を公表する。

  NDC相当排出量   
   自主目標   
 { 調達量

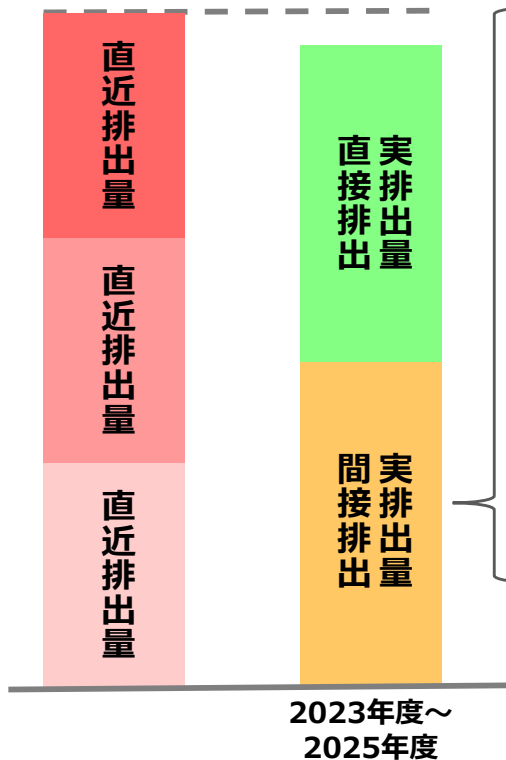
# (参考) 超過削減枠の創出 直接要件の考え方

<p><b>パターン</b> (参画企業の直近の排出実績と、掲げる自主目標)</p>	<p>実績 ・ 直近排出量 &gt; NDC相当排出量</p> <p>自主目標 ・ 目標排出量 &gt; NDC相当排出量</p> <p>(イメージ) 排出量</p> 	<p>実績 ・ 直近排出量 &gt; NDC相当排出量</p> <p>自主目標 ・ 目標排出量 ≤ NDC相当排出量</p> <p>(イメージ) 排出量</p> 	<p>実績 ・ 直近排出量 ≤ NDC相当排出量</p> <p>(イメージ) 排出量</p> 
<p><b>目標を超過達成した際の、超過削減枠の創出基準</b> (排出実績との比較対象) <b>【創出基準】</b></p>	<p><b>【NDC相当排出量】</b> (制度趣旨を補強した運用)</p> <p>➢ <u>個社ごとに設定する目標が、野心的か否かの判断が困難であるため、試行期間においては「一律の基準」として、NDCに見合う削減率で削減した際の排出量 (NDC相当排出量) を、「野心的な目標水準」として代用。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基準年度の排出実績から、2050年カーボンニュートラルに向けて直線で削減を行う (※) 際の排出量 (※基準年度が2013年度の場合、基準年度からの削減率が2023年度は27.0%、2024年度は29.7%、2025年度は32.4%となる)</p> </div>		<p><b>【野心的な自主目標】 (制度趣旨)</b></p> <p>➢ 本来、「超過削減枠」は、<b>野心的な自主目標を超過達成した際のインセンティブ</b>。</p>
<p><b>目標が未達成の際、クレジット等の調達有無を公表する基準</b> (排出実績との比較対象) <b>【調達基準】</b></p>	<p><b>【野心的な自主目標】 (制度趣旨)</b></p> <p>➢ <u>目標達成に向けたコミットメントとして、自主目標未達時には当該目標と排出実績の差分について、クレジット等の調達を行ったかを公表</u></p>	<p><b>【NDC相当排出量】</b> (制度趣旨を補強した運用)</p> <p>➢ <u>目標未達成時の潜在的リスクが、野心的な目標設定を阻害しないよう、NDC相当排出量を下回る目標設定をした場合は、掲げた目標水準ではなく、NDC相当排出量と排出実績の差分を、公表対象とする。</u></p>	

## 超過削減枠の創出④ 総量排出要件

- ◆ **総量排出量要件は、直接排出量を削減したものの、過剰に間接排出量を増加させることを防止するため、直接排出と間接排出の実排出が直近排出量以下であるかにつき確認する。**

### 【総量排出量】



### <間接排出の算定方法>

- SHK制度では、間接排出量の算定においては、排出係数について①契約メニュー毎の調整後排出係数を乗じる方法、②供給事業者毎の基礎排出係数を乗じる方法の2つが規定されており（※）、非化石証書等の調達による排出量の調整も認めている。  
※ 実測に基づく係数や代替値の使用も可能
- 賛同企業の中には、既に低炭素メニューの選択・証書購入も含め、目標設定している者も存在。企業の省エネ努力に加えて、こうした取組も評価できるよう、目標設定・実績確認・総量排出要件充足の判断に当たっては、契約メニュー毎の調整後排出係数を使用した上で、自ら調達した非化石証書等も考慮する。
- もっとも、企業の省エネ努力をPRするため、ダッシュボードにおいては、消費エネルギー量も任意で公表できる対象として明確化する。
- 超過削減枠を創出する場合は、間接排出量についても合理的保証による検証が必要。

### <SHK制度において使用可能な電力の排出係数>

	調整後排出係数	基礎排出係数	代替値
係数の概要	小売電気事業者の契約メニュー別の係数	小売電気事業者毎の物理的な係数	基礎排出係数又は調整後排出係数が使用できない場合に環境・経産大臣が公表する係数
算出方法	当該事業者が調達した全ての電源からの排出量を販売メニュー毎に案分し証書・クレジットで調整。メニュー毎の販売電力量で除して算出。	当該事業者が調達した全ての電源からの排出量を総販売電力量で除して算出。	全国の事業用及び自家用発電の過去5年の実績を平均して算出。
環境価値取引の反映	○	×	×

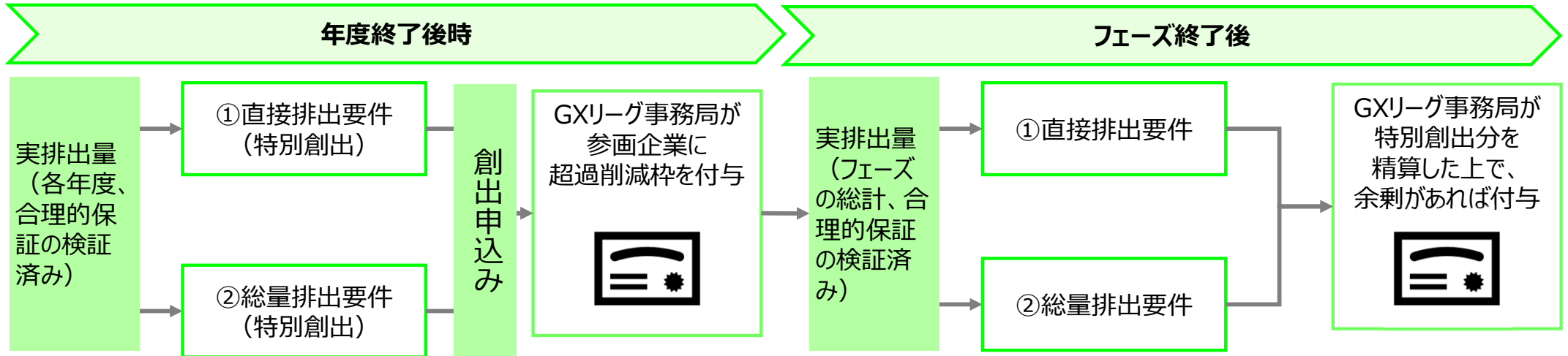
※ 熱については、SHK制度において2023年度実績の報告から調整後排出係数及び基礎排出係数を導入する方針で検討中。

# 超過削減枠の特別創出

- ◆ 年度終了後、当該年度の単年度において、直接排出要件と総量排出要件を充足している場合、超過削減枠を創出できる（特別創出）。
- ◆ 特別創出された超過削減枠は、フェーズの途中でも取引が可能であるが、フェーズ終了後、フェーズを通じた削減実績を踏まえて、精算される。

## <超過削減枠特別創出イメージ>

※ 制度開始前から直接排出要件を達成している場合の特別創出は別途規程を参照



### <特別創出>

- ①直接排出要件（特別創出）は、年度毎のNDC相当排出量と実排出量を比較し、実排出量がNDC相当排出量を下回る場合、要件を充足する。
- ②総量排出要件（特別創出）は、直接排出と間接排出が直近排出量を下回るか確認する。
- 特別創出量は、2023年度は【2023年度NDC相当排出量と直接排出の実排出量の差分】、2024年度は【2023～2024年度NDC相当排出量と直接排出の実排出量の差分－創出済特別創出量】となる。

### <精算>

- フェーズを通して①②要件を充足しない場合、特別創出した超過削減枠を返納しなければならない。
- フェーズを通して①②要件を充足した場合、総排出量から特別創出量を差し引いた分について、創出が可能。なお、特別創出量がフェーズ終了後の創出量より多い場合、その差分を返納しなければならない。

※ ■ は、参画企業が算定・提出。□ は、GXリーグ事務局にて判定・処理。



GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

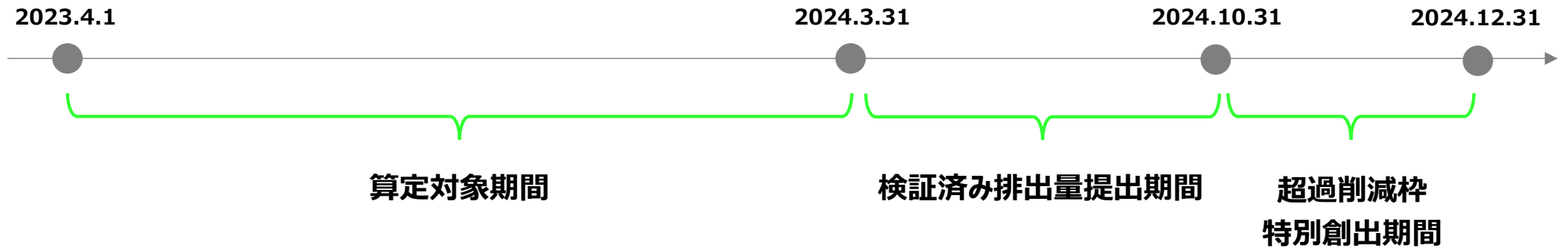
## 年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

その他の実務上の論点



# 年度終了後のスケジュール



## 1. 算定対象期間

- 年度を算定対象期間とする。

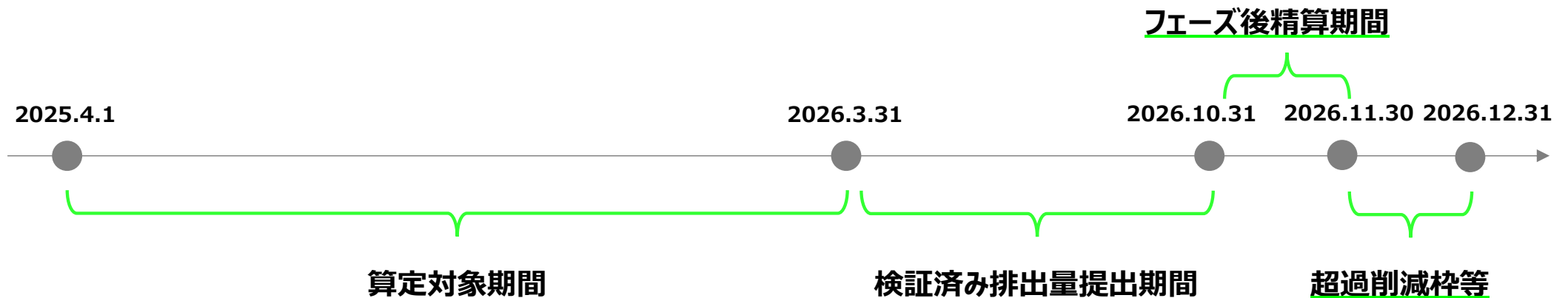
## 2. 検証済み排出量提出期間

- 算定結果について、検証ガイドラインに準拠した第三者検証済み排出量をGXリーグ事務局へ提出する。
- この時点で直接排出につき単年度の自主目標を超過したとしても、直ちに超過削減枠の調達義務は生じない。

## 3. 超過削減枠特別創出期間

- 超過削減枠の特別創出を希望する参画企業は、GXリーグ事務局へ申し出る。要件の充足確認後、GXリーグ事務局が当該参画企業に超過削減枠を付与する。

# フェーズ終了後のスケジュール（2025年度終了後）



## 1. フェーズ後精算期間

- 2025年度の報告後、GXリーグ事務局でフェーズ中の排出量や特別創出済みの超過削減枠の精算を実施。
- 超過削減枠の創出についての申し込みがあり、要件を充足していることが確認された場合は、GXリーグ事務局が超過削減枠を当該参画企業に付与。

## 2. 超過削減枠等提出期間

- 自主目標を達成していない企業のうち、超過削減枠等を市場から調達し、超過削減枠等を無効化することで自主目標の達成をしようとする企業は、当該期間中までに、超過削減枠等の無効化を行い、GXリーグ事務局へ報告。
- 調達を行わない場合、不達成である理由を、GXダッシュボードで公表。

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

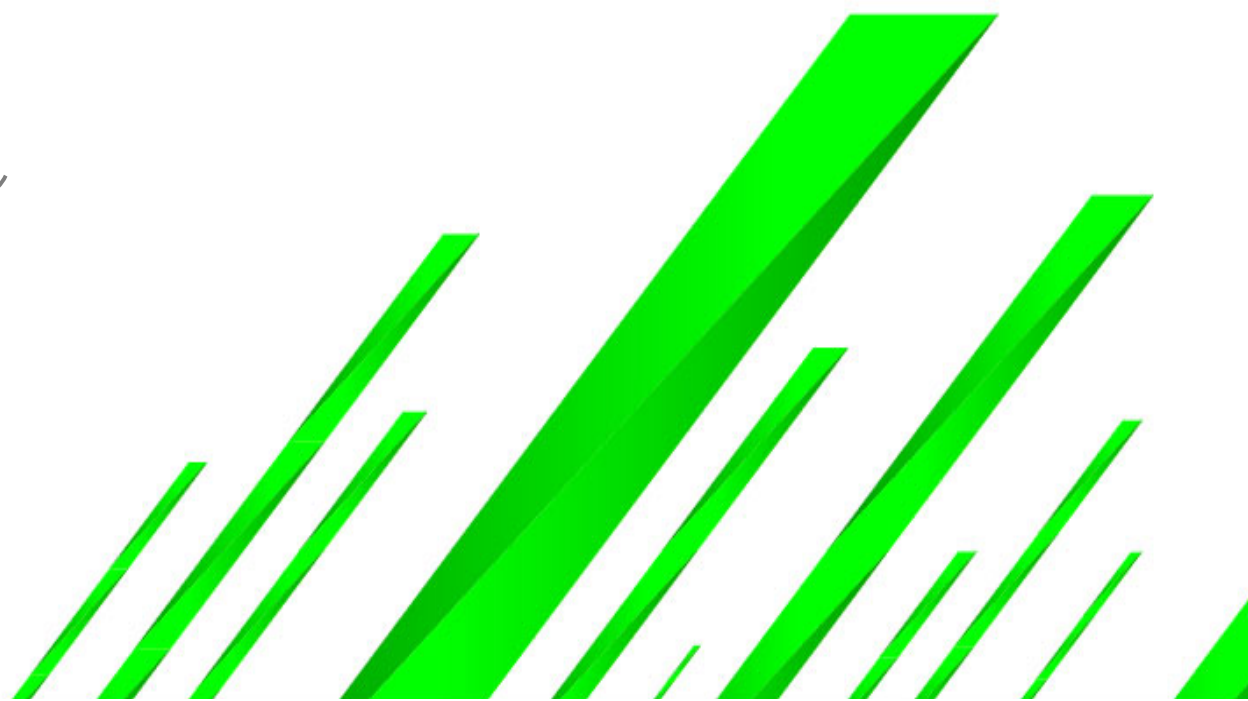
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

## GXダッシュボード

その他の実務上の論点



## GXダッシュボードの在り方の検討方針

◆ ダッシュボードの在り方について、以下の方針に基づき、賛同企業との対話を通じて引き続き検討。

### 1. 閲覧者が活用しやすい形式での情報提供

- 様々なステークホルダーが活用しやすい形式での情報提供（業種別データ表等）。

### 2. 個社の事情を踏まえた詳細情報の開示

- 個社別のページを設け、各社の取組状況等の詳細を開示（取組状況の紹介、目標達成方法の説明、既存の開示情報へのリンク等）。

### 3. 業種別の補足情報の掲載

- 多排出産業を中心に、代替手段の確立に向けた課題や国際競争の状況等、閲覧者向けの分かりやすい関連情報を掲載し、各業種の特性に対する理解を促進。

# GXダッシュボードでのレビュー

- ◆ **目標達成状況**及び**取引状況**について、情報開示プラットフォーム「**GXダッシュボード**」上で公表。
- ◆ 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、**各種支援策との連動**を検討。

## <GXダッシュボードのイメージ>

The image shows a screenshot of the GX Dashboard interface. On the left, there is a navigation menu with a dropdown for industry selection, currently showing '業' (Industry). Below this is a list of companies, with '株式会社ABCDEF' selected. A callout box points to this list, stating '各企業データ (排出量以外の定性情報も含めて記載)' (Company data, including qualitative information other than emissions). On the right, the '企業詳細ページ' (Company Detail Page) for '〇〇株式会社' is shown. It includes basic information like stock code (9000), industry (Retail), sales (1,000,000 million yen), and employees (35,000). A line chart titled '排出削減の推移' (Emission Reduction Trend) shows actual and target values from 2022 to 2050. Below the chart are sections for '自らの排出削減' (Self-emission reduction) and 'サプライチェーンでの取組' (Engagement in supply chain), each with a list of strategic actions.

※具体的な開示の在り方については、今後賛同企業との対話を通じて検討。

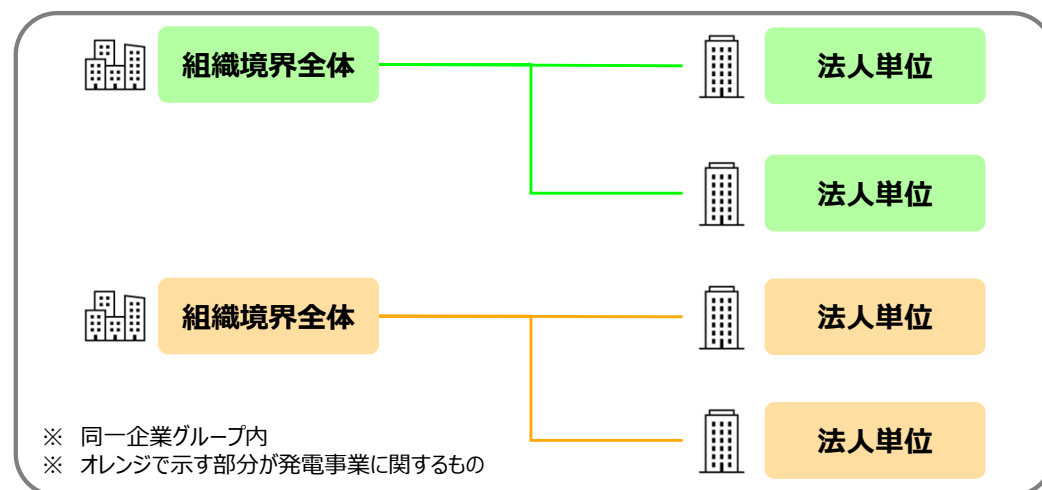
# 発電部門の扱い

- ◆ 発電部門は、「GX実現に向けた基本方針」を踏まえ、第3フェーズ以降段階的有償化を検討。また、第2フェーズにおける政府指針策定に向け、データ収集や知見・ノウハウ蓄積等の観点からも、第1フェーズにおいては、例えば発電事業を行う別法人など、組織境界の中で発電事業については切り分けて、目標設定や実績の管理を行うことも可能とする。
- ◆ 第2フェーズにおける政府指針については、**他の制度の運用状況等も踏まえ**、検討を行う。

## 1 法人単位で発電部門を切り分ける場合

### <切り分け方法>

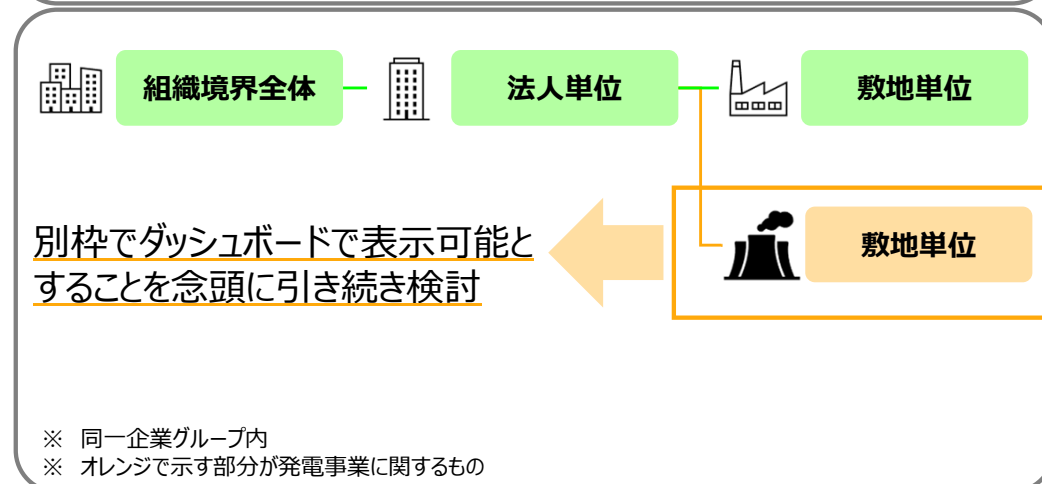
- 組織境界の設定で目標設定や実績の管理を行うことが考えられる。
- この場合、超過削減枠の創出や自主目標の達成も他の事業と発電事業とで別個に行うこととなる。



## 2 法人の中で発電部門を切り分ける場合

### <切り分け方法>

- 一法人内に、主として発電事業の用に供する敷地（排出源の場合もあり得る）と、他の事業の用に供する敷地を保有している場合、組織境界の中では、発電事業と他の事業を一体で管理するものの、排出量実績については、ダッシュボードで組織境界内の内訳として発電事業に関する部分を切り分けて表示可能とする。
- ただし、同一組織境界であるため、超過削減枠の創出や自主目標の達成については、他の事業と発電事業と一体で判断。



## 脱炭素への代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない産業分野への対応について

- ◆ 世界全体での脱炭素化に向けては、脱炭素への代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない産業分野の取組が重要であることは、論をまたない。特に、製造プロセスにおいてCO<sub>2</sub>が必然的に排出される多排出製造分野（鉄鋼、化学、紙パ、セメント等）については、現在は存在しない脱炭素技術への研究開発とともに、省エネ・エネルギー転換等の設備投資を同時に行う必要があり、実際の環境改善効果が発現するまでは一定の時間がかかる。
- ◆ このような中、多排出製造事業者は、2030年に向けた野心的な目標を掲げて、まさに成長と排出削減の取組を開始しており、このような積極的な投資と削減に向けた行動を促進することが、GX-ETSの狙いである。
- ◆ 国際的にも、多排出製造事業者の脱炭素に向けた取組の困難さとトランジションに向けた投資の重要性は、理解が深まっている。我が国においては、国際基準に準拠した基本指針や分野別ロードマップ（※次頁に参考）の策定など、トランジション・ファイナンス促進に向けた環境整備を行うとともに、国内外への発信も行っている。
- ◆ 他方、これらの環境整備は道半ばであるのも事実。G20やGFANZなどの民間イニシアチブでもトランジション原則の策定などが進みつつあるが、金融機関や機関投資家にとってみると、多排出製造事業者への資金供給は、一時的には自らの投融資先の排出量（Financed Emission）が増えてしまうため資金供給に躊躇する事例もあり、金融機関が積極的に資金供給ができるよう、制度面での対応をしていく必要がある。
- ◆ こうした状況の中、短期的な排出削減が困難な多排出製造事業者が、GX-ETSに参加して、自らの目標の設定・公表を行った上で、GXに向けた技術開発や投資を果敢に行うことは、リーダーシップのある行動であり、その公表された情報については、一定のリテラシーをもって、評価・活用することが必要。
- ◆ このため、経済産業省と多排出事業者等が協力して、我が国経済における多排出製造業の重要性、脱炭素に挑戦することの困難さと意味合い、イノベーションやトランジションに向けた取組状況などを、金融機関、機関投資家、その他のステイクホルダーとの対話を行うことで、理解促進を図っていく。また、GXダッシュボードで公表する情報についても、経済産業省が、情報活用側のリテラシー向上に向け取組を行うことにより、企業分析や評価を行う情報活用側に適切な産業特性の理解を促していく。



# 【※参考】トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ（鉄鋼分野）

## 参照先・作成根拠

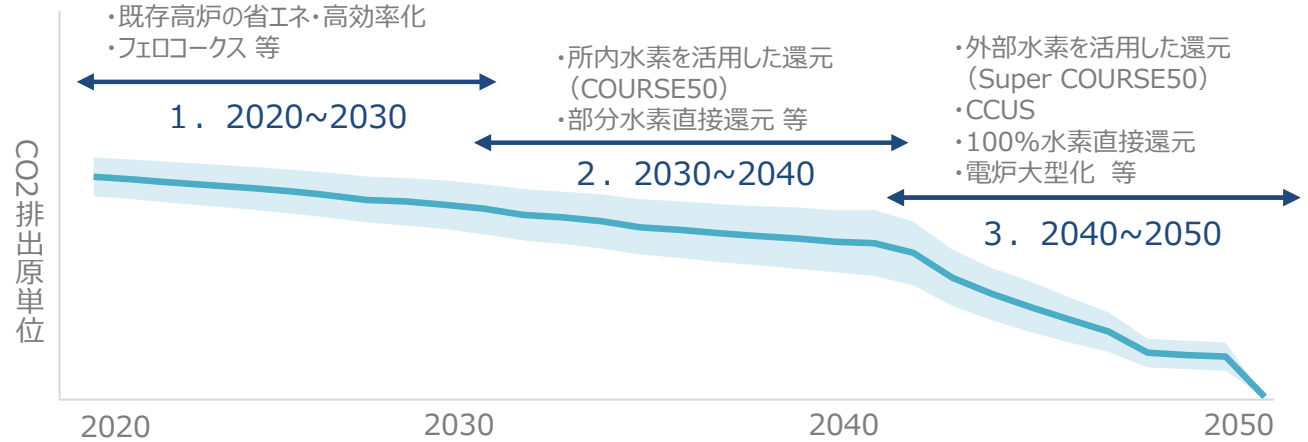
### 各種政府施策

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（カーボンリサイクル・マテリアル産業）
- ✓ 「製鉄プロセスにおける水素活用」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
- ✓ 革新的環境イノベーション戦略
- ✓ エネルギー基本計画
- ✓ 地球温暖化対策計画
- ✓ カーボンリサイクル技術ロードマップ

### パリ協定と整合する、海外のシナリオ・ロードマップ等

- ✓ Clean Energy Technology Guide (IEA)
- ✓ Energy Technology Perspective 2020 (IEA)
- ✓ Industrial Transformation 2050 (Material Economics)
- ✓ Science Based Target initiative

## CO2排出の削減イメージ※



- 1 2020~2030**  
既に我が国鉄鋼業は世界最高水準のエネルギー効率を達成しているが、引き続き、高炉法の省エネ等による着実な低炭素化を図っていく。また、需要が見込まれるエコプロダクツ等、競争力の源泉である高級鋼を生産。その収益をもとに、将来的な脱炭素技術の研究開発・実証に取り組む。
- 2 2030~2040**  
更なる省エネ・高効率化に加え、COURSE50等の新技術を導入。また、研究開発・実証を継続し、脱炭素に向けた革新技術の確立を目指す。
- 3 2040~2050**  
水素供給インフラやCCUS等が整備されることを前提に、水素還元製鉄等の革新技術の導入により、2050年に向けたCO2の大幅な削減により、カーボンニュートラルを実現。

※我が国鉄鋼業全体としての削減イメージであり、実際には鉄鋼各社は各々の長期的な戦略の下でカーボンニュートラルの実現を目指していくことになるため、各社に上記経路イメージとの一致を求めるものではない。

# 【※参考】トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ（化学分野）

## 主な参照先・作成根拠

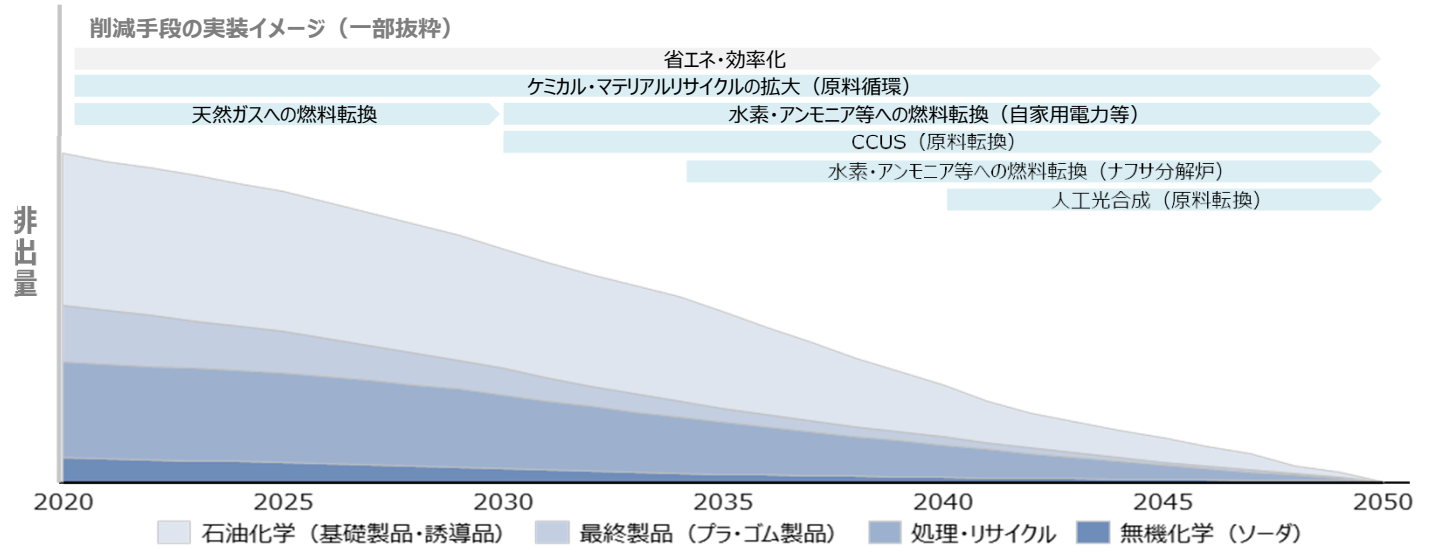
### 各種政府施策

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（カーボンリサイクル・マテリアル産業）
- ✓ 「カーボンリサイクル関連」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
- ✓ 革新的環境イノベーション戦略
- ✓ エネルギー基本計画
- ✓ 温暖化対策計画
- ✓ カーボンリサイクル技術ロードマップ

### パリ協定と整合する海外のシナリオ・ロードマップ等

- ✓ Clean Energy Technology Guide (IEA)
- ✓ Energy Technology Perspective 2020 (IEA)
- ✓ Industrial Transformation 2050 (Material Economics)
- ✓ Science Based Target initiative

## CO2排出の削減イメージ※1、2



主要な削減方法	対象	概要
(1) 燃料転換	全部門	ナフサ分解炉や自家用発電等について、短期的には天然ガス、中長期的には水素・アンモニア等に燃料を転換する。
(2) 原料循環（リサイクル）	処理・リサイクル、石化	廃プラ・廃ゴムの焼却・サーマルリサイクルを減らし、ケミカル・マテリアルリサイクルを拡大する。
(3) 原料転換	石化、最終製品	バイオマスやCO2由来の原料を利用した化学品・製品に転換する。人工光合成技術も活用する。

※1 我が国における化学産業のうち本ロードマップの対象分野としての削減イメージであり、実際には化学各社は各々の長期的な戦略の下でカーボンニュートラルの実現を目指していくことになるため、各社に上記経路イメージとの一致を求めるものではない。

※2 省エネ技術の進展や水素・アンモニアなどの新燃料の安定・安価な供給、他産業との連携によるDAC等を含めたCCUSやその関連のインフラ、サーキュラーエコミーなど新たな社会システムの構築などが整備されていることが前提。

# 【※参考】トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ（紙・パルプ分野）

## 主な参照先・作成根拠

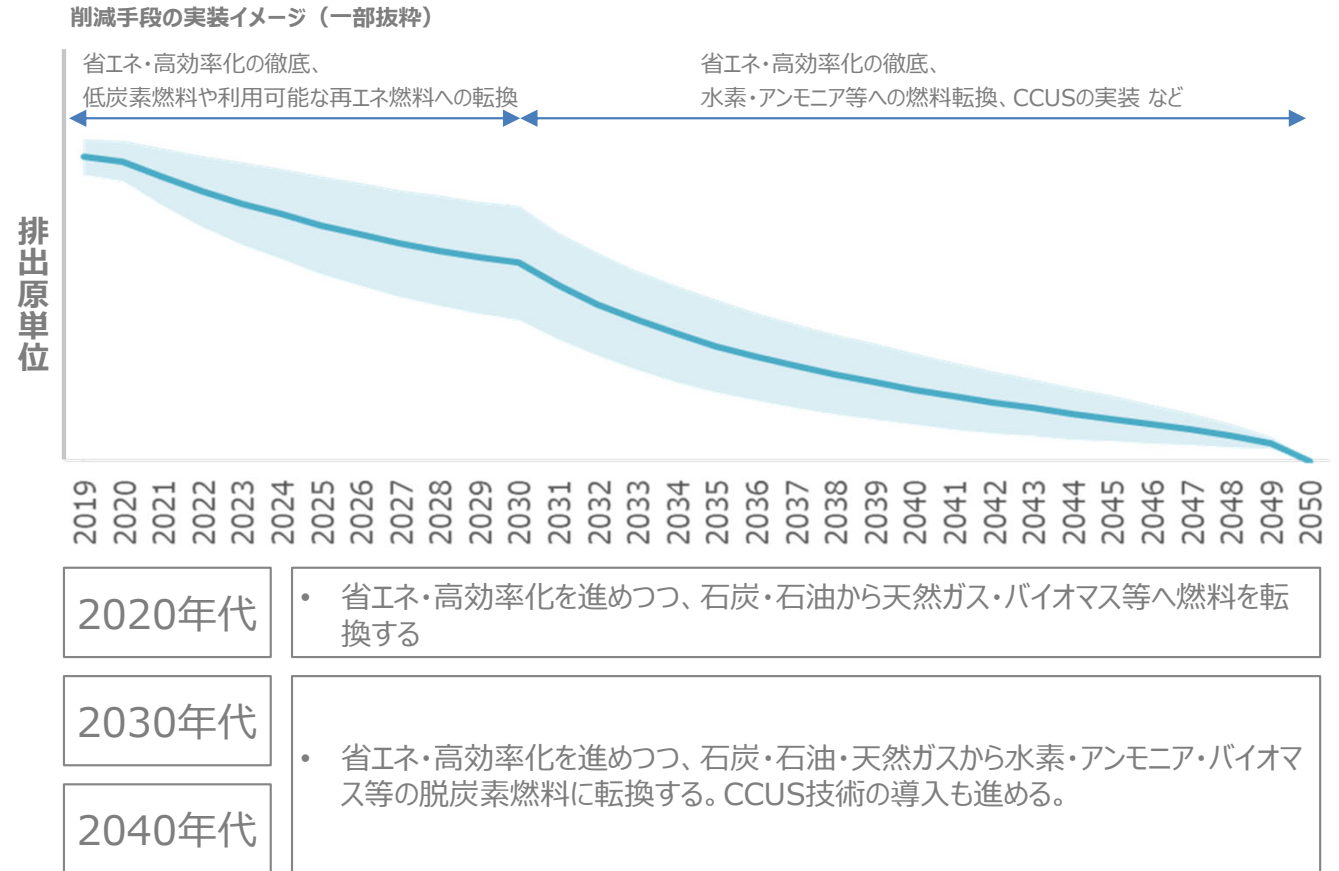
### 各種政府施策

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（カーボンリサイクル・マテリアル産業）
- ✓ 「カーボンリサイクル関連」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
- ✓ 革新的環境イノベーション戦略
- ✓ エネルギー基本計画
- ✓ 温暖化対策計画
- ✓ カーボンリサイクル技術ロードマップ

### パリ協定と整合する海外のシナリオ・ロードマップ等

- ✓ Clean Energy Technology Guide (IEA)
- ✓ Energy Technology Perspective 2020 (IEA)
- ✓ Industrial Transformation 2050 (Material Economics)
- ✓ Science Based Target initiative

## CO2排出の削減イメージ※1,2



※1 我が国における紙・パルプ産業のうち本ロードマップの対象分野としての削減イメージであり、実際には製紙各社は各々の長期的な戦略の下でカーボンニュートラルの実現を目指していくことになるため、各社に上記経路イメージとの一致を求めるものではない。

※2 省エネ技術の進展や水素・アンモニアなどの新燃料の安定・安価な供給、他産業との連携によるDAC等を含めたCCUSやその関連のインフラ、サーキュラーエコノミーなど新たな社会システムの構築などが整備されていることが前提。なお、植林等によるCO2吸収分は上記イメージには含まれていないが、森林経営を行う製紙企業が2050年ネットゼロを目指すうえで、p21,24にあるように、吸収分を含め対応することも考えられる。

# 【※参考】トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ（セメント分野）

## 主な参照先・作成根拠

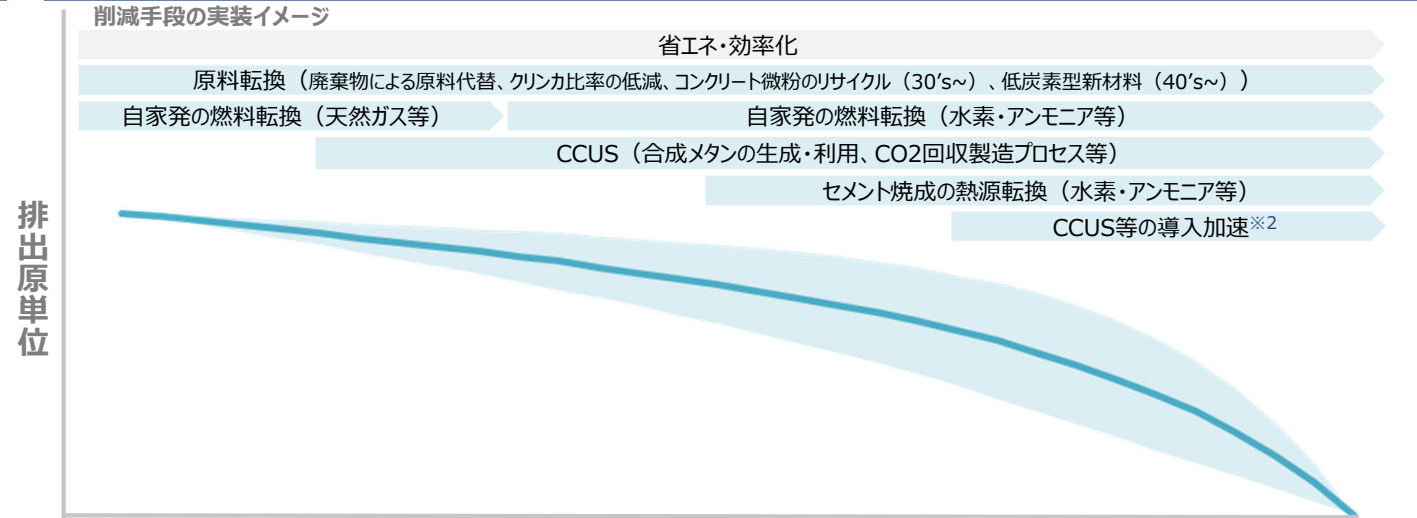
### 各種政府施策

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（カーボンリサイクル・マテリアル産業）
- ✓ 「カーボンリサイクル関連」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
- ✓ 革新的環境イノベーション戦略
- ✓ エネルギー基本計画
- ✓ 温暖化対策計画
- ✓ カーボンリサイクル技術ロードマップ

### パリ協定と整合する海外のシナリオ・ロードマップ等

- ✓ Clean Energy Technology Guide (IEA)
- ✓ Energy Technology Perspective 2020 (IEA)
- ✓ Industrial Transformation 2050 (Material Economics)
- ✓ Science Based Target initiative

## CO2排出の削減イメージ※1、2



2019 2030 2040 2050  
 主要な削減方法 概要

#### 2020年代

- 省エネ設備の導入や、バイオマス・廃棄物等への燃料転換を進める。
- CO2回収等の技術開発、クリンカ比率の低減、廃棄物の原料利用等を進める。

#### 2030～2040年

- 2020年代の取組に加え、CO2回収等技術の実装を進める。
- 自家用電力や焼成用キルンについて、水素等の脱炭素燃料への転換を進める。

#### 2040年以降

- CO2回収等技術の実装を加速させるとともに、自家発電・キルンの脱炭素燃料への転換を進め、脱炭素を目指す。

※1 我が国におけるセメント産業全体としての削減イメージであり、実際にはセメント各社は各々の長期的な戦略の下でカーボンニュートラルの実現を目指していくことになるため、各社に上記経路イメージとの一致を求めるものではない。

※2 2050年カーボンニュートラルの実現には、CCUSや水素・アンモニア等の導入拡大も非常に重要。省エネ技術の進展や水素・アンモニアなどの新燃料の安定・安価な供給、その関連のインフラ、サプライチェーンを通じた連携によるCCUSやサーキュラーエコミーなど、新たな社会システムの整備が前提。

GX-ETSの概要

自主目標と基準年度の設定

排出量の算定・モニタリング・報告

基準年度排出量の算定・報告

排出量の検証

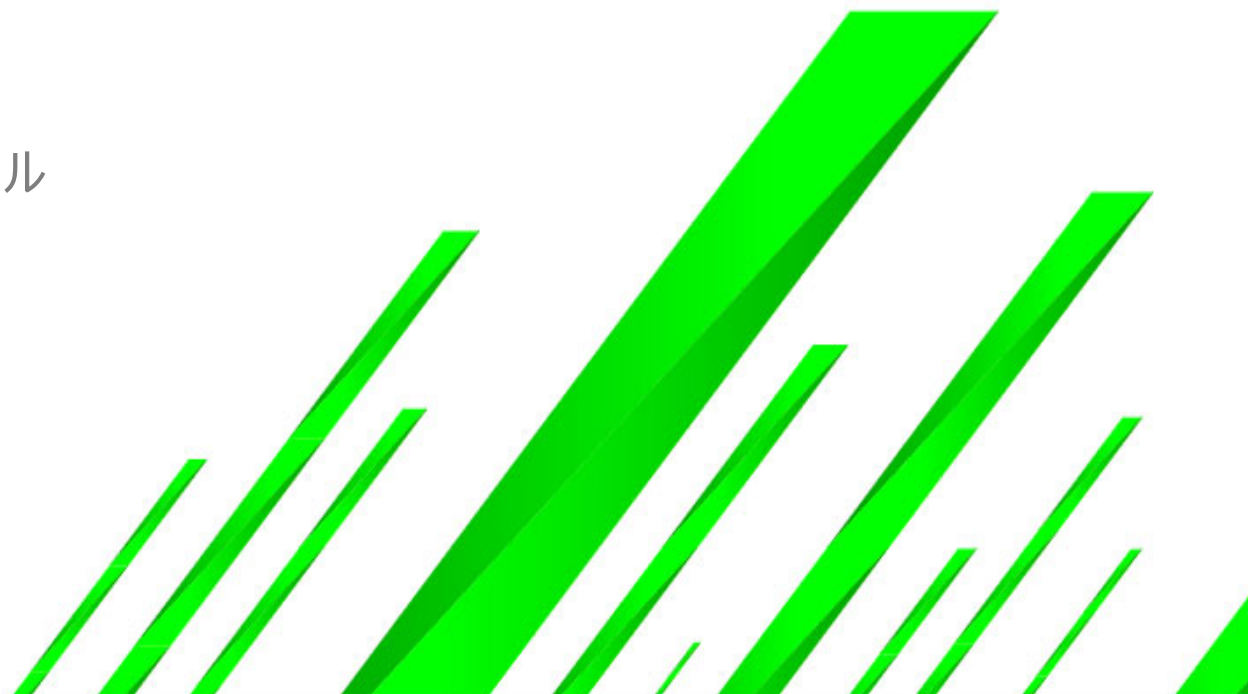
自主目標の達成手段

超過削減枠の創出

年度・フェーズ終了後のスケジュール

GXダッシュボード

**その他の実務上の論点**



## GXリーグへの参画・脱退

- ◆ GXリーグへは、公平性の観点から、随時参画可能ではなく、**参画期間を予め定める。**
- ◆ 制度のフリーライドを防ぐ観点から、**第1フェーズ中、一度脱退した企業に対しては、第1フェーズへの再参画はできない。**

第1フェーズ			
	2023年度	2024年度	2025年度
参画募集	2023年度から参画する場合は、 2023年2月1日～ 2023年4月28日 を参画期間とする。	2024年度から参画する場合は、 2024年1月1日～ 2024年2月29日 を参画期間とする。	2025年度から参画する場合は、 2025年1月1日～ 2025年2月28日 を参画期間とする。
脱退	脱退はいつの時点でも可能 ただし、一度脱退した場合は、第1フェーズ中の再参画を認めない。		

※ GX-ETS以外のGXリーグの活動も参画と同時に参加可能となる（例えば、2024年度から参画する場合は、2024年4月1日からGXリーグの活動に参加可能。なお、脱退した場合は、その時点でGXリーグの活動にも参加ができなくなる。

# 超過削減枠の取扱いにかかる論点（1/8）

◆ 超過削減枠の取引の信頼性・安全性の確保のため、法的、会計・税務上の取扱いの明確化を行う。

## 売主の視点

### 法的視点

- 超過削減枠等の権利移転はどのように行えば良いのか。  
etc.

### 会計的視点

- 超過削減枠等の創出時どのように計上するのか。
- 売却益はどのように計上するのか。  
etc.

### 税務的視点

- 売却益に課税はされるか
- 消費税法上、課税売上になるのか  
etc.

## 買主の視点

### 法的視点

- 売主は、本当に超過削減枠等の権利者なのか。
- 二重譲渡になっていないか。  
etc.

### 会計的視点

- 超過削減枠等を無効化する場合、費用として計上するのか。
- 期末に価値を評価する必要があるのか。  
etc.

### 税務的視点

- 超過削減枠を無効化する場合、損金算入が可能なのか。
- 消費税法上、課税仕入となるのか。  
etc.



## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（2/8）：既存の制度での取扱い

	J-クレジット	JCMクレジット	京都メカニズム クレジット	EU-ETSにおける EUA・EUAA
制度概要	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度	我が国の優れた脱炭素技術、製品、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、クレジットとして発行する制度	京都議定書により定められたクレジット、国に割り当てられる排出枠（AAU）、途上国での排出削減量をクレジットとする（CER）等がある。	EU域内の一定の排出を行う施設に対するキャップ&トレード
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J-クレジット実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パリ協定6条2項(協力的アプローチ)に沿った市場メカニズムとして実施</li> <li>• パートナー国とのJCM構築に係る協力覚書及び規則・ガイドライン類</li> <li>• 温対法に基づく地球温暖化対策計画</li> <li>• JCM実施要綱</li> <li>• パートナー国法令等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 京都議定書(京都メカニズム参加要件として割当量口座簿設置が付属書I国に義務づけ)</li> <li>• 温対法(京都議定書担保法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ETS指令</li> <li>• 加盟国の法令等</li> </ul>
定義	J-クレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量	日本国JCM登録簿において発行された温室効果ガス削減量であり、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令1条6号に規定する海外認証排出削減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、CERは、「先進国が削減義務を負わない途上国で実施する低排出型の開発（CDM）の取組により発行されるもの」と定義される。</li> <li>• 性質は動産類似のものと整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州排出量取引制度指令の目的達成においてのみ有効なGHGを排出する許可</li> <li>• それ以上の定義・性質等は、加盟国に委ねる。</li> </ul>



## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（3/8）：既存の制度での取扱い

	J-クレジット	JCMクレジット	京都メカニズム クレジット	EU-ETSにおける EUA・EUAA
法的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属：規定有（J-クレジット制度実施要綱）</li> <li>・効力発生要件：規定有（J-クレジット制度実施要綱）</li> <li>・保有推定：規定無</li> <li>・善意取得：規定無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属：規定有（要綱24条）</li> <li>・効力発生要件：規定有（要綱25条）</li> <li>・保有推定：規定有（要綱26条）</li> <li>・善意取得：規定有（要綱28条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属：規定有（温対法44条）</li> <li>・効力発生要件：規定有（温対法50条）</li> <li>・保有推定：規定有（温対法53条）</li> <li>・善意取得：規定有（温対法54条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属：規定有（登録簿規則36条）</li> <li>・効力発生要件：規定有（登録簿規則36条）</li> <li>・保有推定：規程有（登録簿規則36条）</li> <li>・善意取得：規定有（登録簿規則36条）</li> </ul> <p>※ 日本法での表現と異なる場合があり、類似の規定を記載している。</p>
会計的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・クレジットに関する会計の指針として実務対応報告第15号が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・クレジットに関する会計の指針として実務対応報告第15号が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・クレジットに関する会計の指針として実務対応報告第15号が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会計基準「解釈指針IFRIC3」を基にしつつ、加盟国ごとに異なる基準が設けられている。</li> </ul>
税務的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法人税）J-クレジットを無効化する場合寄附金として損金算入される。</li> <li>・（消費税）J-クレジットを購入する場合、当該取引は課税対象となり、購入者は仕入税額控除可能。</li> </ul> <p>※ 「J-クレジット制度 よくある質問 Q14-2」 &lt;<a href="https://japancredit.go.jp/faq/">https://japancredit.go.jp/faq/</a>&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法人税）JCMクレジットを無効化する場合寄附金として損金算入される。</li> <li>・（消費税）JCMクレジットを購入する場合、当該取引は課税対象となり、購入者は仕入税額控除可能。</li> </ul> <p>※ 「JCMクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成28年6月30日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（法人税）クレジットを政府保有口座へ移行する場合、寄附金として損金算入される。</li> <li>・（消費税）クレジットを購入する場合、当該取引は課税対象となり、購入者は仕入税額控除可能。</li> </ul> <p>※ 「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成21年2月13日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟国ごとに税務上の取り扱いが異なる。</li> <li>・(例)アイルランド：無償割当された排出権を売却、譲渡等の処分をした場合、利益が生じる場合には法人税の課税対象となる。</li> </ul>

## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（4/8）：超過削減枠に対する取引の安全

- ◆ 超過削減枠の取引の信頼性・安全性確保のため、以下の論点につき、GX-ETS規程に基づき超過削減枠登録簿規程の中で規定を設ける。

### ・ 取引の安全に関する論点

平成24年3月に国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会が公表した「国内排出量取引制度の法的課題について（第一次～第四次中間報告）」及び平成18年1月に京都議定書に基づく国別登録日の在り方に関する検討会が公表した「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」では排出枠やカーボン・クレジット取引に関し、下記のような論点が掲げられている。

- A) 帰属
- B) 移転の効力発生要件
- C) 保有推定
- D) 善意取得

これらの論点については、超過削減枠についても規定を設けることが必要。

# 超過削減枠の取扱いにかかる論点（5/8）：超過削減枠に対する取引の安全

## A) 帰属

超過削減枠は、有体物ではなく、制度によって創出された無体財産としての性格を有する。また、登録簿上の電子情報に対応する券面も存在しない。したがって、取引の安全を確保するためには、登録簿上の電子記録に法的意味を持たせ、権利の帰属を明確化するよう規定する。

<規定案>

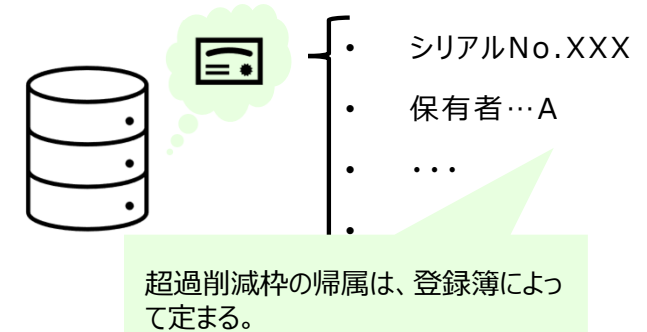
超過削減枠の帰属は、この章の規定による口座簿の記録により定まるものとする。

## B) 超過削減枠の移転についての効力発生要件

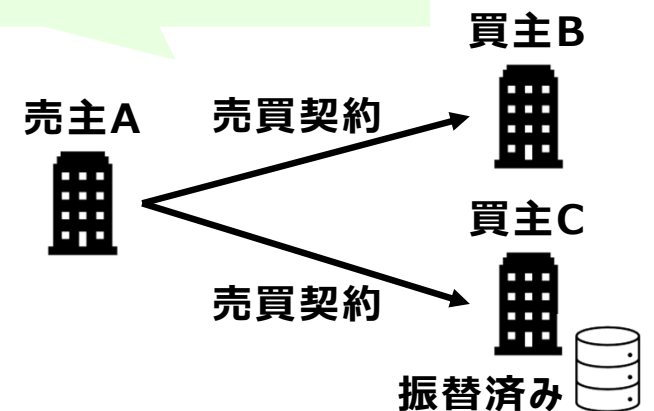
通常、譲渡の効力は、当事者の意思表示のみで発生するが、超過削減枠は、登録簿上の記録が保有者を判断する唯一の根拠となる。したがって、超過削減枠の帰属の安定性を確保する観点から、振替手続の完了が移転の効力発生要件と規定する。

<規定案>

超過削減枠の譲渡は、○条の規定に基づく振替の結果、譲受人が開設を受けた口座において当該譲渡に係る超過削減枠の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。



AがB、Cと二重に売買契約を締結した場合、Cが口座への振替を完了しているのであれば、Cが超過削減枠を保有することとなる。



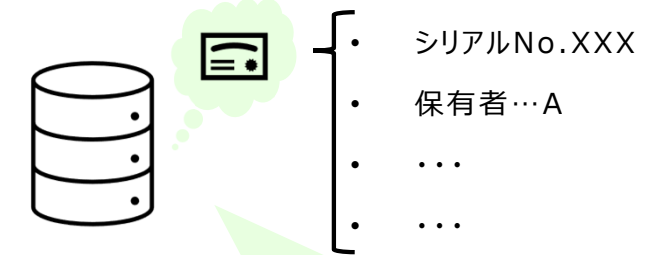
## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（6/8）：超過削減枠に対する取引の安全

### C) 保有推定

超過削減枠は無体物であり、登録簿上でのみ認識される。したがって、**登録簿の記載は信頼されるべき**ものであり、**保有推定**を規定する。

<条文案>

口座名義人は、法人保有口座における記録がされた超過削減枠を適法に保有するものと推定する。



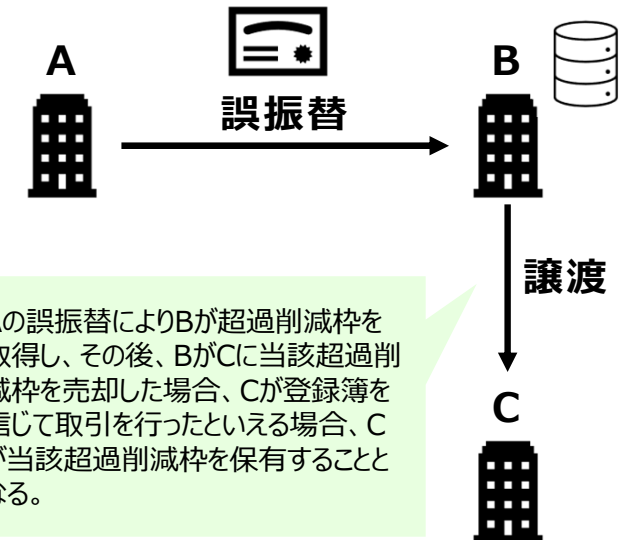
超過削減枠を確認する方法は、登録簿の確認のみである。そのため、登録簿における保有者の記載は信頼されるべきであり、登録簿上の保有者＝実際の保有者であることが推定される。

### D) 善意取得

登録簿を信頼できるものとするため、特定の口座に誤って記録されているクレジットを**信頼して取引を行った善意・無過失の第三者を保護するべき**である。したがって、**善意者による取得の規定**を整備する。

<条文案>

第〇条（振替手続に関する条文）の規定に基づく振替によりその法人保有口座において超過削減枠の増加の記録を受けた口座名義人は、当該超過削減枠を取得する。ただし、当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。



Aの誤振替によりBが超過削減枠を取得し、その後、BがCに当該超過削減枠を売却した場合、Cが登録簿を信じて取引を行ったといえる場合、Cが当該超過削減枠を保有することとなる。

## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（7/8）：会計的視点

- ◆ 排出枠やカーボン・クレジットの会計上の処理については、既に企業会計基準委員会「**実務対応報告第15号**」で指針が示されているところ。
- ◆ 実務報告第15号の対象としては、明示的に京都クレジット・試行実施における排出枠が想定されているものの、「京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行うものとする。なお、本実務対応報告では、試行排出量取引スキームにおいて無償で取得する排出枠の取扱いも明確化している。」としており、超過削減枠についても本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行うことが想定される。
- ◆ 本実務対応報告で対応できない場合が生じた際は、引き続き関係各所と調整を行う。

### 実務対応報告第15号における想定ケース

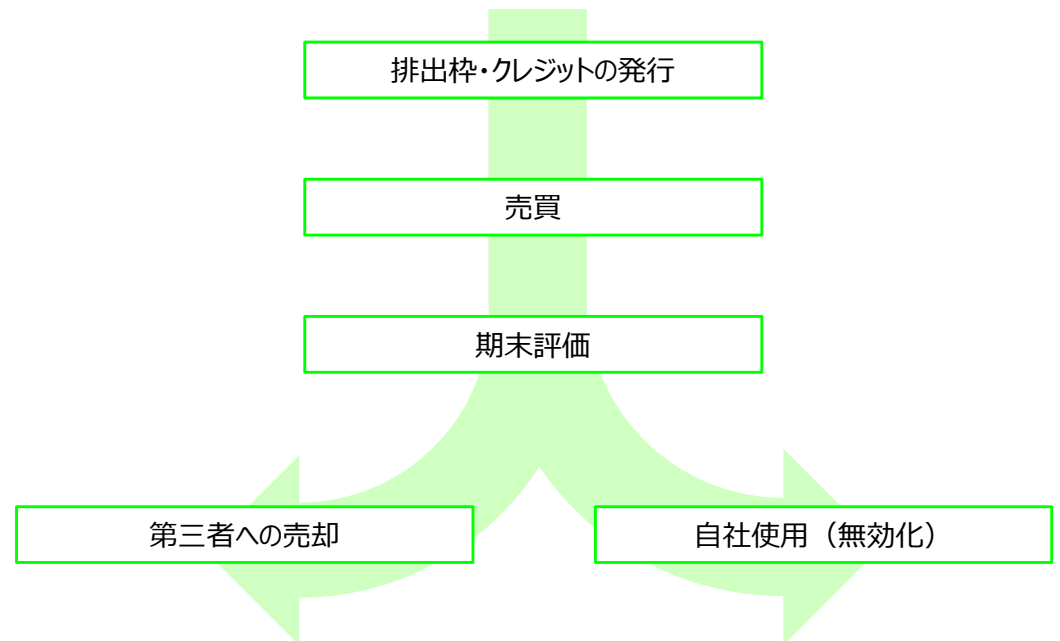
**I. 専ら第三者に販売する目的でクレジットを取得する場合**

**II. 将来の自社使用を見込んでクレジットを取得する場合**

**III. 無償で排出枠を取得する場合**  
※ GX-ETSでは、排出枠の無償割当は行わない

排出枠取引  
クレジット取引

### 会計処理場面



（出所）企業会計基準委員会「実務対応報告第15号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」<[https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/em\\_trade-1.pdf](https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/em_trade-1.pdf)>

## 超過削減枠の取扱いにかかる論点（8/8）：税務的視点

- ◆ 排出枠やカーボン・クレジットの税務処理については、様々な制度で国税庁に対する照会が行われているところ。
- ◆ 超過削減枠についても、規程等の策定後、引き続き関係各所と調整を行い、税務的な取扱いを明らかにする予定。

### <想定される論点>

- 法人税について、超過削減枠の無効化時の取扱い
- 法人税について、組織境界内の他社のために購入する超過削減枠の取扱い
- 消費税について、超過削減枠を購入する際の取扱い 等

- ① 「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成21年2月13日）【照会者：環境省大臣官房審議官、経済産業省大臣官房審議官】
- ② 「国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについて」（平成22年3月26日）【照会者：経済産業省産業技術環境局環境経済室長、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長】
- ③ 「東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成24年6月11日）【照会者：東京都環境局環境都市づくり担当部長】
- ④ 「オフセット・クレジット（J-VER）の取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成24年10月12日）【環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長】
- ⑤ 「JCMクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて（照会）」（平成28年6月30日）【照会者：経済産業省産業技術環境局地球環境連携室長、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長】
- ⑥ 「東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を利用した「東京都へのクレジットの無償提供」に係る税務上の取扱いについて」（平成30年11月7日）【照会者：東京都環境局地球環境エネルギー部長】
- ⑦ 「東京都条例に基づく温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における『クレジットの無効化』に係る税法上の取扱いについて」（平成30年11月7日）【照会者：東京都環境局地球環境エネルギー部長】

## 改定履歴

- ◆ 2023年1月20日に開催したGX-ETSにおける第1フェーズのルール等説明会における「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」資料から一部につきルールの明確化等、以下のとおり改定を行っている。

ページ	改定事項
2	• 本資料の位置付けについて修正
6	• 「1. プレッジ」及び「3. 取引実施」の内容について明確化
8	• GXリーグ規程の内容を実際のGXリーグ規程の内容に修正
49	• 間接排出要件を総量排出要件に変更・直近排出量の内容を修正
52	• 直近排出量の内容を修正
55	• 間接排出要件から総量排出要件に変更
56	• 間接排出要件から総量排出要件に変更
66～68	• 分野別ロードマップの例示を挿入
74	• 超過削減枠登録簿規程で定める旨変更